

金融税制研究会

金融所得一体課税

～個人金融資産 1,500 兆円の活用に向けて～

2008 年 10 月

まえがき

1年前我々は、「金融所得一体課税—その位置づけと導入にあたっての課題」と題する報告書を公表した。そこでは、金融所得一体課税の税制理論における位置づけを明確にし、喫緊の課題としての配当の金融所得課税の一体化、つまり、配当の課税方式をそろえ、分離課税にしつつ株式譲渡損等との通算を可能にすること、その場合の税率については、配当所得の一部を課税所得に入れる方法で二重課税の調整を行うこと等を提言した。さらに、現行の特定口座制度のもつ、源泉徴収と申告不要の組み合わせによる簡素な税制を、どの時点でどこまで広げるか等についても意見を述べてきた。幸い、配当所得の一体化については、2009年から実施されることとなった（二重課税調整分は実現せず）。

今回は、「金融所得」の租税法体系における位置づけ等について検討を加えつつ、2012年を目処とした預金・公社債・公社債投資信託の一体課税化を主たる内容とした提言である。金融所得一体課税の残された課題を一つずつ丹念に調べて、具体的な検討箇所を指摘しつつ、具体的な方向についても言及している。また、我々の老後の資産形成を支援するための税制の導入も併せて提言した。おりしも、政府・与党で、経済対策という観点から同様の議論が開始されており、タイミングとしてはきわめてタイムリーである。

議論には、学界、法曹界、シンクタンク、経済界の方々だけでなく、証券・銀行両業界の方々、システムの専門家も参加し、実務を踏まえた内容となっている。

世界の税制改革の新たな潮流の一つである「資本に対する効率的な税制の構築」は、北欧の二元的所得税、オランダ、ドイツの税制改革で実現され、OECDやIMFも、先進諸国の所得税制の趨勢として二元的所得税があるとしており、我が国もその流れに沿って金融所得課税の一体化が進められてきた。超高齢化社会を迎えるなかで、我が国の税制を、世界の税制改革の潮流に沿った形でより効率的なものに改め、個人の資産形成を豊かなものにしつつ、貴重な貯蓄・資本を成長につなげていくことは、我が国にとって急務である。

ぜひ今後の大きな議論につなげていきたい。

最後に、研究会の運営、報告書の作成について、全面的にご尽力いただいた、NTTデータ経営研究所の小笠原泰さん、小林洋子さん、齋藤章さん、河本敏夫さんには、厚く御礼申し上げたい。

2008年10月

金融税制研究会 座長 中央大学法科大学院教授 森信茂樹

報告書の要旨

我が国の金融税制は、分離課税を基本としつつ、金融商品から生じる所得（以下、金融所得）間の課税方式の均衡化と損益通算の範囲拡大を柱とする金融所得一体課税の構築に向けて進んできており、資本に対する効率的な税制の構築という国際的な流れに沿ったものになりつつある。このことは、資本の海外流出を防ぐだけでなく、金融所得の課税上の取り扱いが統一されることにより、簡素で分かりやすく、且つ、投資家の商品選択に対して中立な税制となるというメリットを生じさせる。また、金融商品間の損益を幅広く通算できるようになるため、一般の個人投資家が投資に対してリスクテイクをしやすくなる。少子高齢化の進展により今後、労働人口が減少し、且つ金融資産の増加が見込みにくい状況になるなかで、以上のような税制の構築は、国民の貯蓄・投資を促進し、限られた金融資産を活用することを通じた経済成長に資することになる。

こうした意義に加え、金融所得一体課税には、金融所得に対する課税方法を抜本的に見直すことを通じて、我が国の現行の所得税の考え方に、一つの見直しを迫るという意義もある。

個人にとって投資をすることが特別な行為ではなくなるなかでの金融所得一体課税は、個人を稼得主体と消費主体の2分法で規律してきた我が国の所得税に、投資主体という観点を取り入れ、投資に伴う経費・損失の在り方を根本から問い直すことにより、個人に対する課税の在り方を、体系的に再構築することを意味しているとも考えられる。具体的には、個人の投資行為に係る経費や損失を控除することを認め、基本的に個人事業者の課税と同様の取り扱いにしていくという問題提起である。このような考え方は、いまだ必ずしも厳密な理論を積み重ねたうえでのものではないため、租税法上どのように位置づけていくか大変難しいが、これまで必ずしも十分な議論がなされてこなかった分野に着目することにより我が国の税制を見直すことに繋がると考える。

このような意義を持つ金融所得一体課税は、2003年6月の政府税制調査会の中期答申において目指すべき税制であるとの方向性が打ち出され、2004年6月に公表された『金融所得課税の一体化についての基本的考え方』においてその実現に向けた基本的な考え方が示された。そして、平成20年度の税制改正において、2009年分以後の上場株式等の譲渡損失と配当等との損益通算が認められた。また、2010年を目処に特定口座（源泉徴収選択口座）（以下、源泉徴収口座）において上場株式等の配当等を受け入れることが可能となることから、源泉徴収口座であれば、譲渡損失と配当等との損益通算が口座内で自動的に行われるようになる。こうした改正は、これまで、金融所得に対して限定的にしか損益通算を認めてこなかった我が国の税制において、金融所得一体課税の実現に向けた画期的な一歩が踏み出されたものとして評価しうる。また、源泉徴収口座を活用することで、課税関係の実務の簡索性に配慮する方向で税制改正が行われたことの意義も大きい。しかし、過渡的とはいえ、所得分類により課税上の取り扱いが異なること、限度額を付した税制となったことは、上述した簡索性と中立性の観点から極めて大きな問題を残している。また、金融所得一体課税の趣旨からすれば、上場株式等の譲渡所得と配当所得を対象とするだけでは不十分であり、今後、利子所得の一体化等、金融所得一体課税の実現に向けて、一体化

の範囲を拡大することが必要である。

「金融税制研究会」では、金融所得一体課税の導入に向けた課題と解決の方向性について 2007 年 10 月に報告書を取りまとめ、その後も金融所得一体課税の実現に向けて検討を行ってきた。本報告書では、税制面と実務面の両面からの検討を踏まえ、金融所得一体課税の実現に向けた具体的な進め方について、以下 7 点を提言するものである。

提言① あるべき金融税制の全体像を設計しつつ、金融所得一体課税の導入を進めていくために「金融所得」の概念を所得税法に規定する。

金融所得一体課税を実現するうえでは、従来のように、ある商品から生じる所得の損益通算を個別規定して認めていくのではなく、体系的且つ整合的な税制を構築する観点から、所得税法(当面は租税特別措置法)に金融所得の定義と課税方式を規定することが必要である。そのために、所得税法の 10 分類を残しつつ、申告分離課税の対象となる「金融所得」の範囲を法律で定め、その範囲内での経費・損失の控除、損益通算を可能とすることが望ましい。金融所得の具体的な範囲については、租税法律主義(課税要件法定主義、課税要件明確主義)の原則に則り、法律で規定することが重要である。具体的には、金融商品取引法や金融商品販売法など既存の関連法令が規制対象としている金融商品の範囲との整合性を図るうえでも、これらの法令中に置かれている定義規定における概念を借用しつつ、具体的な範囲を列挙することが望ましい。このような対応を図ることで、新たな金融商品に対する税制上の取り扱いが予め明確にされ、法的安定性と予測可能性が増すこととなる。

但し、所得税法の本則においてこのような規定を設ける場合は、所得税法に加えて他の関連する法令を含め大掛かりな改正が必要になるため、十分な議論や準備期間が必要である。他方で、金融所得一体課税を早急に実現するために、法律上の規定の整備を急ぐ必要がある。そこで、金融所得の概念とその範囲は、最終的には所得税法において規定することを目指すものの、当面は、租税特別措置法において、例えば、同法内に金融所得に係る課税の特例を創設するなどの対応を図ることが現実的な取り組みと考える。

提言② 国民が広く資産形成のために利用している金融商品から生じる所得を幅広く一体課税化する。その際、銀行預金と公社債、公社債投資信託は、2012 年から金融所得一体課税の対象とすることを、今年度末に決定する。また、納税者のみならず広範な関係者の予測可能性を高め、金融機関の準備を円滑に進めるため、金融所得一体課税の工程表を作成する。

金融商品の一体課税化は、金融商品ごとに一体化の目標年次を定め、納税者や金融機関に十分に周知し、予測可能性を確保しつつ、工程表に従って進めていくことが望ましい。まずは、国民が広く資産形成のために利用している金融商品である、預貯金、公社債、公社債投資信託や外貨建金融商品など利子所得を生じる商品の早急な一体課税化が必要である。

銀行預金は、システムを含めた実務対応にかかる準備期間として決定から 3 年程度が必要とさ

れることから、金融所得課税の一体化を2012年から実現するための意思決定を今年度中に行うべきである。その際、銀行預金と競合する証券会社の商品である、MRF・MMF、公社債についても同時に対象とする。

加えて、株式とこれを原資産とする金融派生商品（デリバティブ）などのように、一体課税化の対象とする金融商品と性格が類似する商品についても、金融商品取引法や金融商品販売法など既存の関連法令が規制対象としている金融商品の範囲との整合性を取りつつ、中立性の観点から対象に含めることが望ましい。

提言③ 簡素性を重視し、金融システムに大きな負荷をかけない税制・仕組みとする。

金融所得の特色は、大量性、多様性、足の速い所得という点にあるので、所得を適切に捕捉して課税を行うためには、簡素で分かりやすい制度にするとともに、金融所得一体課税を進めるうえで協力が欠かせない源泉徴収義務者の負担に配慮する観点から、金融システムに大きな負荷を掛けない税制であることが重要である。

このことから、多大な事務負荷の発生が懸念されるような非課税枠・優遇枠の限度額管理や金融商品の保有期間の管理を必要とするような税制・仕組みは極力避けるべきである。

また、源泉徴収口座は、簡素性と正確性をもつ優れた制度であることから、その一層の活用を図ることが望ましい。

提言④ 公社債の譲渡所得を課税対象としたうえで、預貯金、公社債、投資信託、外貨建金融商品について原則を申告分離課税に変更するとともに、公社債の課税方法は株式並み課税に変更することが望ましい。

金融所得一体課税のもとでは、金融所得に対しては基本的に申告分離課税を適用し、そのうち源泉徴収口座で扱うものについては、源泉徴収と申告不要とを組み合わせた事実上の源泉分離課税を行うことが望ましい。なお、預貯金利子、公社債、投資信託、外貨建金融商品については、以下のような課税方式への変更が望ましい。

- ・ 預貯金利子については、源泉徴収を維持したうえで、一律源泉分離課税から、申告分離課税に変更する。
- ・ 公社債については、複雑な税制を簡素にする必要性や他の金融商品との整合性、公社債を取り巻く市場環境の変化を踏まえ、現在は非課税である譲渡所得（損益）を課税対象とし、申告分離に変える。その際、配当を織り込んで期中の価格が形成される株式のように、公社債についても元本と利子相当額（経過利子）を区別せず、価格は両者が含まれたものと捉えて課税を行う（株式並み課税）。
- ・ 投資信託のうち、公社債投資信託は、その性質が似ている公社債や株式投資信託と同じ課税方式とする。
- ・ 外貨建金融商品については、基本的には為替変動部分も含む所得に対して申告分離で課税

を行う。このような課税を行うことで、他の金融商品並みの簡素な課税となり、これまで適切な課税の難しかった為替差益を含む所得に対して、より適切に課税を行うことができるようになる。

提言⑤ 金融所得間の損益通算に制限を設けない。

利子所得を一体課税化するには、譲渡損失を実現するタイミングを納税者が任意に選べることや、譲渡所得と経常所得との税制上の性格の相違、納税者と税務当局側との情報の非対称性、税収の減収額、租税回避行為の発生などの懸念から、損益通算に制限を設けることが検討されている。しかし、金融所得一体課税は、個人の投資活動が日常的になるなかで、金融所得に対する現行税制の課税の在り方を根本的に改めるものであることから、金融商品間の損益通算の制限は設けるべきではない。

仮に損益通算に制限を設けた場合、金融機関側では他の金融機関の口座情報を把握することができないため、基本的には、納税者側での年間の損益通算額の管理と確定申告が必要になる。納税者、税務当局の双方において簡索性・正確性に優れた源泉徴収口座が普及しているなか、源泉徴収口座を保有する個人に改めて申告を求めることは、投資家や金融機関のコンプライアンスコストと税務当局の事務負担を高め、且つ源泉徴収口座の利便性を大きく損なうことになる。この観点からも、金融所得間の損益通算については、制限を設けず、新たな環境を整備していくことが望ましい。

なお、金融所得間の損益通算には制限を設けない一方で、金融商品から生じた損失を総合課税の対象となる所得と相殺することで課税所得を圧縮するような租税回避行為を防ぐため、金融所得と総合課税される所得との損益通算については遮断することが重要である。

提言⑥ 課税の適正化と納税者の利便性の向上を図るための納税環境を整備する。

金融所得一体課税の実現に向けて、課税の適正化が担保されるような納税環境を整えていくことが望ましい。

具体的には、金融所得一体課税のもとでは、既に個人投資家のインフラとして定着しており、納税者と税務当局双方における簡索性と正確性に優れた源泉徴収口座を広く活用すべきで、一体課税の対象商品は全て源泉徴収口座に受け入れ可能とすることが望ましい。その際、支払調書は、適正な税務執行の観点から、全ての金融所得に対して提出するよう制度を拡充していくことが必要であり、現在、支払調書の提出を要しない預貯金利子についても一体課税後は支払調書を提出すべきである。この際、支払通知書を交付する義務を金融機関に課すかが論点となるが、預貯金利子は口座数が非常に多く、休眠口座など実質的に利用されていない口座もあり、当面の間、支払通知書の交付を義務付ける範囲について一定の例外を認めることが必要であろう（これら実質的に利用されていない口座でも源泉徴収されているため、課税漏れは生じない）。なお、支払調書の提出と支払通知書の交付義務の範囲に関しては、中立性の観点から、銀行口座と証券口座の取り扱いを可能な限り統一することが望ましい。

税務行政の効率化や適正課税の観点から、納税者番号制度を導入することについては、基本的に賛成するものであるが、金融所得一体課税を進めていくうえでは、申告分離を前提に、源泉徴収制度や源泉徴収口座の活用および資料情報制度の拡充により対処することで納税者番号制度がない状態でも対応は十分可能であると考えられる。つまり、納税者番号制度の導入と金融所得課税の一体化とは切り離して考えるべきであるというのが我々の考え方である。

なお、銀行預金が一体課税化されれば、銀行と証券会社の口座間で損益通算を行うために申告を必要とする納税者が急増することが想定される。現状、源泉徴収口座において損益通算が可能なものは自社内の取引に限られるため、複数の金融機関に口座を保有し、口座間で損益通算を行うためには確定申告が必要になるからである。こうした確定申告の急増により、源泉徴収口座を利用して簡素に納税を完了したい納税者の利便性が下がり、金融機関や税務当局の対応負荷が増えることが懸念される。そこで、複数の金融機関における口座間の損益通算を行うシステムを構築できないだろうか。つまり、損益通算を希望する納税者からの申し出をもとに、複数の金融機関における源泉徴収口座の金融所得情報を集約することで、口座を跨いだ損益通算を中立的な立場で適正且つ効率的に行うシステムの構築である。どのようなシステムを構築し、制度設計をどうするかに依存するものの、これにより、複数の金融機関に口座を保有する納税者の損益通算と納税を事実上申告不要あるいは簡素な申告で完了することが可能になり、課税の適正化と納税者利便に資する納税環境が整備されることが考えられる。なお、複数の金融機関の口座を名寄せするために、例えば、現在議論が進んでいる社会保障カード（仮称）の識別子（番号）を活用することが考えられる。

提言⑦ 国民の自助努力を税制面から支援する「資産形成支援税制」（仮称）を2012年（利子所得の一体課税時）に導入する。

公的年金制度を始めとする社会保障制度が持続できるかどうかは国民的議論になるなか、自助努力に基づく資産形成に対する関心が社会的に高まっている。また、金融所得一体課税の実現に伴い、簡素でわかりやすく中立で、且つ資本に対して効率的な税制に改められ、国民がリスクテイクしやすい制度環境がより整備されることになる。そこで、資産形成支援税制として、毎年100万円程度の拠出額を「拠出時課税・引き出し時非課税（運用益非課税）」で積み立てることを認め、一定の年齢に達した時点で引き出しを認めることで、国民の自助努力による資産形成を支援する優遇制度の創設を提言したい。このような制度は、非課税枠内での投資の中立性を高めると同時に、納税者にとって確定申告の必要がなく、分かりやすいため、利便性も高いと考えられる。あわせて、確定拠出型年金（401k）や年金、資産形成的な保険等、制度趣旨が類似するものとの整合性の検討や見直し、整理を含め、抜本的な制度作りを行うことも必要になる。このような資産形成支援税制は、資産形成しやすい制度環境が整備されるタイミング、具体的には、銀行預金、公社債、公社債投資信託など国民が広く資産形成に利用している主要な金融商品の一体課税化の実現と併せて2012年に導入できるよう検討を始めるべきである。

金融所得一体課税

(本編)

目次

1. はじめに	2
2. 金融所得一体課税の概要と評価	6
3. 金融所得一体課税の実現に向けた進め方	9
(1) 基本的な考え方	9
(2) 具体的な内容	11
① 「金融所得」概念の創設	11
② 「金融所得」の範囲	12
③ 金融所得一体課税の適用時期	12
④ 金融所得から控除する経費・損失	13
⑤ 損益通算を認める範囲、損益通算の方法	14
⑥ 課税方式	15
⑦ 税率	18
⑧ 金融所得に対する課税額の納付方法	18
⑨ 納税環境	18
4. 個別金融商品の金融所得課税の一体化の方法	25
(1) 預貯金	25
(2) 公社債	26
(3) 投資信託	30
(4) 外貨建金融商品	30
5. 国民の資産形成を支援する新たな税制	32
6. おわりに	36
別紙 1 金融所得一体課税実現による個人金融所得税制の変化	37
別紙 2 公社債（利付債）に対する課税方法の例	39
別紙 3 IRA と ISA の概要	40
別紙 4 IRA 型、Roth IRA・ISA 型にみる税引後手取り額の比較	41
金融税制研究会 メンバー	42
研究会の開催内容	43

1. はじめに

経済と金融のグローバル化・高度化が進むなか、国際間の移動が容易である（足が速い）という特性をもつ金融商品から生じる所得（以下、金融所得）に対してどのような税制を構築していくかは、先進諸国の税務当局の間での最大の関心事となっている。方向としては、金融所得を分離して、勤労所得とは別体系の税率で課税を行うことであり、我が国の税制においても、資本に対する効率的な税制の構築という国際的な税制改革の潮流に合わせていくことが重要になっている。

国内に目を転じると、我が国では急速な高齢化が進展するなか、約1,500兆円もの個人の金融資産を有効活用することで経済成長につなげていくことが急務となっている。その際、個人の金融資産に対してどのように課税をするかという租税政策が大きな役割を果たす。そのため、我が国の税制を、課税の適正化を図りつつ資本に対する効率的な税制に変えていく必要性が高まっているといえる。

このように、我が国の金融税制を取り巻く環境が大きく変化しているなかで、現行の税制は後述するように様々な問題を抱えている。金融所得に対する課税に際しては、個々の金融商品や所得分類ごとに課税方法や税率が異なるため、制度が複雑であるとともに、同じ経済取引でも課税方式が異なるという不整合が生じている。また、本来認められるべき損益通算が不適切に制限されているという問題もある。このような問題にどう対応していくべきか、ということも我が国の税制を考えるうえでの課題となろう。

このような状況のなか、我が国の税制は、分離課税を基本としたうえで、金融所得間の課税方式の均衡化と損益通算の範囲拡大を柱とする金融所得一体課税の構築に向けて進んできた。金融所得一体課税は、上で述べた課題に対応するうえで極めて大きな意義をもつ。

第一に、金融所得一体課税は、資本に対する効率的な税制の構築という世界の税制改革の潮流に沿った税制で、足の速い金融所得を総合課税される他の所得に比べて低率の比例税率で課税することで資本の海外流出を防ぐことにつながる。現在、世界的には、課税の適正化を図りつつ資本に対する効率的な税制の構築に向けた税制改革が進められ、また導入に向けた議論がなされている。二元的所得税制度となっている北欧諸国、BOXシステムを導入したオランダ、金融所得について同税率で源泉分離課税とすることを決めたドイツ、また、大統領税制改革諮問委員会の改革案で同様の税制が議論されている米国のように、金融所得を他の所得から分離したうえで低率で課税を行うということは世界的な潮流となっているのである。

第二に、金融所得に関する課税上の取り扱いが統一されることによって、簡素で分かりやすく、且つ、投資家の金融商品選択に対して中立な税制となる。複雑且つ不整合がある現行の金融税制を簡素で分かりやすい税制に変えることは、一般の個人投資家のタックスコンプライアンスの向上に資することからも望ましく、また、納税者や金融機関のコンプライアンスコストならびに税務当局の事務負担を低下させることで、適正課税の実現に資する。金融所得の特色である大量性、

多様性、即時性を踏まえ、最近では金融取引におけるシステムの重要性が高まっているが、簡素な税制はシステム構築が容易になるだけでなく、税務当局が足の速い所得を捕捉するうえでも極めて重要な意味をもつ。こうした状況を踏まえると、これまでしばしば公平性とトレードオフの関係にあるとされてきた税制の簡素性の意義が大きく高まってきたといえる。これは、公平性をおろそかにしてまで簡素性を追求するということではなく、簡素性を追求することが結果として公平性につながるという現在の金融所得への課税がおかれた状況を物語るものであるといってもよいのではないか。さらに、金融所得に関する課税上の取り扱いが統一されることによって、金融商品間の税の中立性がより担保され、且つ発達した金融技術を駆使した租税回避・租税アービトラージが防止されることにもなる。

第三に、金融商品間の損益を幅広く通算できるようになるため、一般の個人投資家が投資に対してリスクテイクしやすくなる。我が国では、少子高齢化の進展により今後、労働人口が減少し、且つ金融資産の増加が見込みにくい状況になる。一般の個人投資家がリスクテイクしやすくなれば、投資が促進され、既存の金融資産の活用にも資することになる。

こうした意義もさることながら、金融所得一体課税は、我が国の金融所得に対する課税の在り方を見直し、体系的且つ整合的な金融税制を構築することに繋がるという点も重要である。

個人にとって投資をすることが特別な行為ではなくなるなか、金融所得一体課税の導入は、個人が稼得主体、消費主体であることを前提としてきた我が国の所得税に投資主体の観点を取り入れ、個人に対する課税の在り方を体系的且つ整合的に再構築することを意味していると言えるのではないか。我が国の租税法の考え方は担税力に応じて所得を10に分類したうえで、不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得に係る損失が生じた場合には他の各種所得から控除することを認める一方、株式譲渡損については株式譲渡益の範囲内でしか損益通算を認めず、雑所得、生活に通常必要でない資産の損失は損益通算から除外するなど、複雑な損益通算の規定をおきつつ総合課税を行うというものである。但し、納税者が個人事業者の場合、事業活動と直接の関連をもち、事業の遂行上必要な費用については必要経費として認められている。その際、家事費、家事関連費という概念を創設して必要経費として認められない経費と必要経費に算入する経費との区分を行っている。さらに、資産損失については、事業の用に供する固定資産等について生じた損失の金額、事業等の遂行上生じた債権等の貸倒損失等に限定して、必要経費への算入を認めている。このように、事業所得については必要経費（資産損失を含む）を認める一方で、給与所得については、その所得を得るためにかかる経費は基本的に消費行為の一環で生じたものとして必要経費とは認めず、概算控除としての給与所得控除以外は控除を認めていない。

他方で、経済のストック化に伴い、老後の資産形成などを目的とした投資を行う個人が増えた。このような投資行為は個人事業ではないものの、現在では一般的に見受けられる行為であり、それに伴う経費や損失も発生している。このような状況の変化に対応するためにも、投資に伴う損失・経費の控除を限定している現行の税制を見直す必要が生じてきたといえる。

そこで、本研究会は、個人を消費主体でもなく稼得主体でもない投資主体という観点から、金融所得を中心にした所得税の再構築の必要性について問題提起をするものである。これは、国民

のなかで資産形成の重要性が高まるなかで、稼得主体と消費主体というこれまでの2分法的な所得税の在り方を、投資主体の観点を導入して効率的な税制に改め、個人の投資行為に伴う経費・損失の取り扱いの考え方を、個人事業者の取り扱いと比較しつつ整理し直してはどうかという問題提起でもある。このような考え方は、いまだ必ずしも厳密な理論を積み重ねたうえでのものではないため、租税法上どのように位置づけていくか大変難しいが、これまで必ずしも十分な議論がなされてこなかった分野に着目することにより我が国の税制を見直す契機にもなると考え、本報告書ではあえて問題提起を行った。

このように、金融所得一体課税は極めて意義が大きいにもかかわらず、一部の富裕層に対する優遇税制であるという捉え方が散見される。政治情勢などによって、景気対策または株価対策などの一環として優遇税制の導入がしばしば議論されることや、相対的に低い税率が課されていること、さらに(二重課税の調整などの理由は考慮せず)本則20%である株式譲渡所得や配当所得に対して時限措置とはいえ軽減税率が適用されていることから、金持ち優遇と捉えられていると想定される。しかし、金融所得一体課税の趣旨は、本章の冒頭で述べたように我が国の税制を取り巻く環境の変化を踏まえ、その課題に対応するために金融所得に対する課税の在り方を根本から見直すための税制である。また、簡素で分かりやすい税制に改めることで、一般の個人投資家のタックスコンプライアンスが向上すること、とりわけ特定口座(源泉徴収選択口座)(以下、源泉徴収口座)制度の導入とその幅広い活用により、源泉徴収口座においては実際に発生した金融所得が正確に把握できるため漏れなく課税が行われることを踏まえると、金融所得一体課税が優遇税制であるという捉え方は表面的な見方であり、むしろ適正課税に資することになる点を見逃してはならない。また、日本証券業協会の調査によると、個人投資家の7割は年収500万円未満である。この中には年金生活者が含まれているものの、50代までに限った場合にも各年代の概ね5割から6割は年収500万円未満である。投資をしている個人は必ずしも「金持ち」ではなく、個人の幅広い層が投資している事実も認識すべきであろう¹。

「金融税制研究会」では、このような認識を踏まえ、金融所得一体課税の実現に向けた提言を行うために、これまで現行の税制の問題点や税法上の金融所得一体課税の位置づけ、一体課税の実現に向けた課題と解決の方向性について具体的な検討を行ってきた。2007年10月、金融所得一体課税の実現に向けた課題と解決の方向性、今後さらに解決すべき論点について検討した結果を成果として報告書に取りまとめ、公表を行った。

本稿では、前回の報告書において積み残しとなっていた論点についての税制面と実務面の両面からの検討を踏まえ、金融所得一体課税の実現に向けた考え方とより具体的な進め方、および金融所得一体課税の実現に伴う環境整備を背景として、国民の資産形成を税制面から支援するとい

¹ 「個人投資家の証券投資に関する意識調査報告書」(2007年11月)によると、個人投資家自身の年収は、300万円未満40.4%、300万~500万円未満27.2%、500万~700万円未満12.4%、700万~1000万円未満10.5%、1000万円以上6.9%である。年代別にみると、20-30代の67.2%、40代の50.6%、50代の55.7%、60-64歳の76.1%、65-69歳の80.6%、70歳以上の86.2%が年収500万円未満である。

う資産形成支援税制について記述するものである。

構成としては、はじめに金融所得一体課税の概要とその評価について述べ(2章)、次に制度を考えるうえでの総論として金融所得一体課税の実現に向けた進め方(3章)と、個別金融商品ごとの金融所得課税の一体化の方法(4章)について記述する。最後に、金融所得一体課税の趣旨を踏まえ、国民の資産形成を税制面から支援する資産形成支援税制の在り方について(5章)述べる。

2. 金融所得一体課税の概要と評価

金融所得一体課税の実現に向けた考え方や具体的な制度を述べる前に、まず、現行税制の問題点を述べたうえで、金融所得一体課税の定義、我が国における現状の金融所得一体課税の導入状況の確認とその評価を行いたい。

現在、我が国の現行の所得税法は、本則によって規定される包括的所得税を前提としながらも、一部の利子・配当・株式譲渡所得などの金融所得については租税特別措置法において金融商品ごとまたは所得分類ごとに規定し、分離課税にするという形で個別に修正が行われており、複雑な租税体系となっている。こうした取り扱いは、これまでの我が国の税制の歴史的な流れの中では、納税者番号がないなかで均しく課税を行うことに寄与してきた点で一定の評価をし得るものの、個人が多様化した金融商品を保有し、投資活動を通じた資産形成が一般化する今日、根本的に見直す必要がある。また、個人の投資活動の成果である金融所得の課税において、所得を得るために要した経費や発生した損失に対しては、不動産所得、事業所得、雑所得、山林所得と比べると制限的な取り扱いがされている点も見直しが必要である。

金融所得一体課税は、所得の源泉や性質から同じ種類と考えられる収益をまとめたうえで、その収益を得るために要した経費または生じた損失を合算し、控除したうえで算出される所得に対して課税を行うことを目的としている。したがって、個人が金融所得を得る際、様々な金融商品から生じる収益は同種類と考え、収益を得るために要した経費や金融商品から生じる損失（資産損失を含む）を控除することにより所得を算出し、課税することが望ましい。

こうした観点を踏まえると、現行の税制のように、金融商品ごとまたは所得分類ごとに異なる課税が行われ、損益通算が不適切に制限されている状態は歪んだ状態といえる。このような歪みの例として、個人に身近な金融商品である外貨預金を挙げると、外貨ベースの利子は利子所得、為替差損益については雑所得であるため、これらの損益通算には制限が設けられている。そのため、個人が保有していた外貨預金が円高局面の状態で満期となる場合には、外貨為替で損失が生じているにもかかわらず、利子部分は一律源泉分離課税で課税されるため、本来円ベースでは受け取り額が減少しているにもかかわらず課税を受けることとなる。ここでは、外貨預金を一例として挙げたものの、同様の事例は、現在様々な金融商品で実際に起こっている。さらに、現行の金融税制では、同じ経済実体の取引であっても、課税上の取り扱いが異なるため、様々な不整合が生じているという問題もある。例えば、前述の外貨預金の例では、課税に際して利子所得と為替差損益との間の通算が制限されているものの、類似した金融商品である外貨建ての公社債投資信託となると、これらの通算を行うことができる。また、投資信託はその約款上の規定によって、株式型・公社債型に区分されているため、株式型の投資信託では、実質的に外貨建ての公社債のみ運用されるような投資信託であったとしても、税法上は株式投資信託として利子所得と為替差損益の通算が行えるばかりではなく、他の上場株式等の譲渡所得とも通算できる、というような不整合も実際に生じている。このような例は、外貨預金と投資信託に限った話ではなく、特定

の指数に連動することで価格が決まる点で類似した金融商品である ETF や先物商品、上場株式の現物と信用、外貨預金と外国為替証拠金取引（店頭取引）、さらには複数の商品の性質を持つ仕組預金やオプション付債券など様々な場面で実際生じており、租税アービトラージを招き、税制の中立性を阻害している。

このように、現行の金融所得に対する課税の在り方には多くの問題があり、金融所得一体課税を実現する大きな意義はこの点にあると考える。

ここで、我が国で議論されている金融所得一体課税の定義を確認すると、政府税制調査会が 2004 年 6 月 15 日に公表した『金融所得課税の一体化についての基本的考え方』によれば、金融所得の間で課税方式の均衡化をできる限り図ること、金融所得の間で損益通算の範囲を拡大することの 2 つであるとされている。より具体的には、①金融所得は、勤労所得などの金融所得以外の所得と分離して課税する、②その課税に際して、金融商品の種類や所得分類によって課税方式に差異を設けない、③様々な金融商品から生じた収益の総計から、その収益を得るために必要な経費または生じた損失の総計を控除することで金融所得を算出し、その金融所得に対して比例税率で課税する、④損益通算後に損失が計上された場合にはその繰越を認める、の 4 つを行うというものである。

次に、金融所得一体課税の我が国における導入状況とその評価について記述したい。

平成 20 年度の租税特別措置法の一部改正により、2009 年以降、上場株式等から生じた譲渡損失と配当等との間の損益通算が認められることとなった。また 2010 年を目処に、源泉徴収口座において上場株式等の配当の取り扱いが可能となることから、源泉徴収口座を選択していれば、譲渡損失と配当等との損益通算が口座内で自動的に行われることになった。

このことは、これまで金融所得に対して限定的にしか損益通算を認めてこなかった我が国の税制において、金融所得一体課税の実現に向けた画期的な一歩が踏み出されたものであるとして評価しうる。また、源泉徴収口座を活用することで簡索性にも一定の配慮がなされたことも意義が大きい。

しかし、今回の改正では、金融所得一体課税の適用範囲が上場株式等の譲渡損と配当所得との間に限られ、個人の金融商品から生じる所得に幅広く適用される金融所得一体課税の実現に向けた道筋が示されなかった。前述した通り、金融所得一体課税は、我が国の現行の税制が直面する課題を踏まえ、個人の金融所得に対する課税の在り方を大きく変えるためのものであって優遇税制ではない。国民が、広く資産形成のために保有している幅広い金融商品から生じる所得に金融所得一体課税を早急に適用していくことが必要である。特に、預貯金、公社債や外貨預金などの利子所得を生じる金融商品は個人に広く浸透した金融商品であるため、それらを一体課税の範囲に含めることは、金利水準が引きあがる場合に、それらから生じる金融所得が投資リスクに対するクッションとして有効に機能しうる点でも意義がある。

他方で、2009 年から 2010 年までの間、1 人当たり 500 万円以下の上場株式等の譲渡益と 100

万円以下の上場株式等の配当等に対して軽減税率(10%)を適用する特例措置がとられ、それを超える所得については、本則の税率(20%)が適用されることとなる。

これは、過渡的な措置であるものの、上限額が付されたことは、税務執行に際して大きなコストが掛かることとなるため問題である。平成20年度改正により、源泉徴収口座における所得は軽減税率が適用される上限額に達しているかにかかわらず、軽減税率で源泉徴収が行われる。そのため、上限額を超えた所得を得た個人に対しては確定申告が義務付けられることとなった。このように、個人納税者に金融所得の上限額の管理を行わせることは、これまで簡素性と正確性に優れていた源泉徴収口座の特長を阻害するものである。また、そのような納税者に対応するための金融機関側のコスト、税務当局側で申告漏れが生じていないか確認を行う際の税務執行コストを考えると、上限額を超える個人納税者の数は限定的と想定されるものの、負荷が大きいといえる。

さらに、今回の改正は所得分類により上限額に差異を設けており、金融所得一体課税の本来の趣旨と整合しない点も望ましくない。また、所得分類により税制上の取り扱いに差異を設けることで、税が個人の投資行動や金融機関側の金融商品の設計を歪める点も懸念される。例えば、上場株式や株式投資信託を保有する個人が、軽減税率の上限額が配当所得よりも高い譲渡所得で所得を受け取れるように、その上場株式や投資信託の権利落ち日の直前で譲渡を行い、その後、再度取得しようとする行動や、配当を行わず利益を内部で留保する投資信託を選好するという行動が誘発される可能性がある。また、金融機関側においても、そのような個人の選好を踏まえ、配当所得ではなく、譲渡所得などで所得が得られるような金融商品を開発するような動きを促すことも懸念される。したがって、金融税制においては所得分類によって税制上の取り扱いに差異を設けない制度とすることが望ましい。

3. 金融所得一体課税の実現に向けた進め方

前章で述べたような我が国の金融税制のおかれた状況と金融所得一体課税の意義を踏まえ、金融所得一体課税の実現に向けた制度設計を考える際に、どのようなアプローチで金融所得一体課税を実現していくことが望ましいのか、「簡素」「公平」「中立」の課税原則から税制面および実務面の両面を考慮しつつ、どのような点に留意して制度設計を行うことが望ましいのか、という点に関して本研究会の考え方を記述する。

(1) 基本的な考え方

① 金融商品から生じる所得の損益通算を個々に認めていくのではなく、はじめにあるべき金融税制の全体像を設計したうえで、金融所得一体課税の導入を進めていくことが望ましい。

前章で述べたように、現行の税制は、金融所得に対する課税に関して、その制度が内包する歪みによって多くの問題を生じさせている。これは、経済や金融のグローバル化・高度化による我が国の税制を取り巻く環境、その時々々の政治情勢などによって、これまでの我が国の税制が、個々の問題が議論される度に対症療法的に変えられてきたからであり、金融所得に対する課税を体系的・整合的に整備するという視点をもった検討が欠けていたからではないかと考えられる。また、1章で述べたように、金融所得一体課税の導入は、金持ちを優遇するものではなく、我が国の金融所得に対する課税の在り方を抜本的に変えていく観点からの取り組みである。このようなことを踏まえると、金融所得一体課税を実現するうえでは、現行の税制の延長線上で、既存のある金融商品、ある所得分類の損益通算を順次認めていくという対症療法的なアプローチを取るのではなく、所得税において金融所得に対する課税を体系的且つ整合的に整備するという視点に立って、金融税制の全体像をはじめに設計したうえで、順次導入を図っていくというアプローチを取ることが重要であると考えられる。

また、金融所得一体課税の制度設計を行うに際しては、利子所得など、所得分類によっては他の金融所得との損益通算ができる上限額に制限を加えるべきであるという意見も散見される。これは納税者における所得の操作の容易性、納税者と税務当局側との情報の非対称性、税収の減収額ということを主張の根拠としているものと想定される。また、金融所得の損失等を恣意的に発生させ、他の金融所得との損益通算を行うことにより連年課税を受けないようにするなど租税回避に金融所得一体課税を活用例も想定されるため、租税回避行為に対応する観点から、損益通算ができる上限額を設けるべきであるという考え方もある。本研究会でも海外の税制において実際、その制限を行っている事例があることを踏まえ、その必要性について議論した。しかし、本研究会の総意としては、①金融所得一体課税は我が国の金融所得に対する課税の在り方を体系的・整合的な視点で改めるものであって優遇税制ではないこと、②税の中立性および個人の投資行動を歪ませないためにも金融商品ごと、所得分類ごとに差異を設けるべきではないこと、③後述するように上限管理を要する税制は簡素性に大きな問題を生じさせることから、あるべき金融税制の全体像を設計するうえでは、上限管理を要する税制を導入することは望ましくないと考えた。

② 工程表を作成して提示したうえで、金融所得一体課税の導入を進めていくことが望ましい。

金融所得一体課税の範囲に含まれるタイミングが、金融商品または所得分類によって異なると、金融機関側では、同時であれば一度で済むシステムや実務の対応が、その範囲が拡大される度に必要となること、さらに個人納税者側では、現在どの商品が一体課税の範囲に含まれるのか、また、今後どうなるのかが不明確であると混乱してしまうおそれがあることから、金融商品から生じる幅広い所得について、可能な限り同時に金融所得一体課税が適用されることが望ましい。しかし、現実的には一体課税に向けた課題が個別金融商品ごとに異なるため、一体化に向けた準備に要する期間も異なることを考慮する必要がある。

このことを踏まえると、金融所得一体課税の実現を図るうえでは、予め金融所得一体課税の範囲となる目標の年次を金融商品ごと、あるいは所得分類ごとに定め、順次、工程表に従って導入を進めていくことが望ましい。このような工程表を予め作成、提示することによって、納税者や金融機関に対して税制改正の予測可能性を高め、且つ金融機関が制度変更に伴うシステムや実務の対応を行う際に予め余裕をもって中長期的な対応が図れるようになるため、制度の変更に伴う社会的なコストをある程度軽減することができるものと考えられる。

また、この工程表を作成するうえでは、一体課税に向けた個別商品ごとの課題、およびそのための準備に要する期間を勘案しつつも、次の③に述べるように、可能な限り早期に各金融商品から生じる幅広い所得を一体課税の範囲に含めることが望ましい。特に、金融所得一体課税の趣旨を踏まえると、資本に対する効率的な税制の構築と現状の金融税制が抱える問題への対応を図るうえでは、国民に広く用いられている金融商品や前述したような現行の税制上、大きな不整合が生じている金融商品については早期に一体課税の範囲に含めるべきである。また、ある金融商品を一体課税の範囲に含める際には、移行期間中における税の中立性を確保するためにも、可能な限り、その金融商品と性質が類似する金融商品を同時期に一体課税の範囲に含めることが望ましい。

③ 税の中立性の観点から、国民が広く資産形成のために利用している金融商品から生じる所得を幅広く金融所得一体課税の範囲に含めることが望ましい。

金融所得一体課税の対象には、国民の資産形成の選択や金融機関間の市場競争を税が歪めないといった税の中立性の観点から、国民が広く資産形成のために利用している金融商品から生じる所得をできるだけ幅広く含めることが望ましい。ある金融商品から生じる所得を金融所得一体課税の範囲に含めるかどうかについては、その金融商品が国民の資産形成に広く用いられていること、経済主体の資金調達手段となっていることなどを判断基準としてはどうか。加えて、例えば株式とこれを原資産とする金融派生商品（デリバティブ）のように、金融所得一体課税の範囲に含まれる金融商品と性格が類似する金融商品についても中立性の観点から一体課税の対象に含め、予測可能性の確保や制度設計の簡索性の観点から金融商品取引法や金融商品販売法など既存の関連法令が規制対象としている金融商品の範囲との整合性を取りつつ、一体課税の範囲を決め

ていくことが望ましい。

④ 簡素性に配慮した制度設計を行うことが望ましい。

1章で述べた通り、金融所得の特色は大量性、多様性、足の速い所得という点にあるので、所得を適切に捕捉して課税を行うためには今後の金融税制は、簡素で分かりやすい制度であること、金融所得一体課税を進めるうえで協力が欠かせない源泉徴収義務者の負担に配慮する観点から金融システムに大きな負荷を掛けない税制であることがこれまで以上に重要になってきている。

このことを踏まえると、制度設計を行ううえでは、より簡素性を重視することが望ましく、その観点からは、課税の実務上、簡素性に大きな問題が生じることが懸念されるような非課税枠・優遇枠の限度額を管理することや金融商品の保有期間を管理したうえで課税を行うことを必要とするような制度は極力避けるべきである。さらには源泉徴収口座のように、我が国において簡素性を担保するうえで既に浸透した仕組みについてはその一層の活用を図ることが望ましい。

⑤ 課税の適正化がより図れるような納税環境を整えることが望ましい。

金融所得一体課税では、足の速いという特徴を持った金融所得に対して適切に課税を行うために、勤労所得などの金融所得以外の所得とは明確に分離したうえで、比例税率で金融所得を課税する。また、1章で述べた通り、金融所得一体課税は、本来、我が国の税制が抱える問題に対応するために、我が国の税制を抜本的に変えるための税制であるのにもかかわらず、金持ち優遇である、優遇税制である、という批判が一部にあることも事実である。

金融所得一体課税の趣旨に則り、金融所得を他の所得とは明確に分けたうえで課税ができるようにするためにも、またこのような批判に十分に答えていくためにも、金融所得一体課税の実現に際しては、その制度の導入に併せて、資料情報の拡充や源泉徴収制度の活用など、課税の適正化がより担保されるような納税環境を整えていくことが望ましい。

(2) 具体的な内容

前節の基本的な考え方を踏まえ、各論となる金融所得一体課税の実現に向けた具体的な内容について記述する。

① 「金融所得」概念の創設

金融所得に対する課税を体系的且つ整合的なものにするためには、従来のように租税特別措置法において、ある商品から生じる所得の損益通算を個別に認めていくのではなく、はじめにあるべき金融税制の全体像を設計したうえで一体課税化を進めていくことが望ましい。そのためには、所得税法の本則に、金融所得をその他の総合課税に課される所得とは明確に分離して課税が行えるような規定（申告分離課税）を設けることが重要である。その一方で、所得税法で規定されている既存の10の所得分類は、例えば法人税法や租税条約など、様々な課税に際して利用されているため、これを変えることについては、多大な時間と労力を要するものと想定される。

そこで、所得の10分類を残しつつ、金融所得を他の所得から分離して課税を行うことを本則において規定するためには、申告分離課税の対象となる「金融所得」という概念を新たに設け、その範囲を明確に定めることが必要となる。二元的所得税を体系的に導入している北欧諸国（フィンランド、スウェーデン）では、中間概念としての資本所得が存在している。

但し、所得税法の本則においてこのような規定を設ける場合は、所得税法に加えて他の関連する法令を含め大掛かりな改正が必要になるため、十分な議論や準備期間が必要である。他方で、金融所得一体課税を早急に実現するために、法律上の規定の整備を急ぐことが必要である。そこで、金融所得の概念とその範囲は、最終的には所得税法において規定することを目指すものの、当面は、租税特別措置法において、例えば、同法内に金融所得に係る課税の特例を創設するなど、対応を図ることが現実的な取り組みと考える。

② 「金融所得」の範囲

「金融所得」に含まれる具体的な範囲については、租税法律主義の原則（課税要件法定主義、課税要件明確主義）に則り、どのような金融商品から生じるどのような所得がその範囲に含まれるのかを法律に明確に規定することが重要である。具体的には、金融商品取引法や金融商品販売法など既存の関連法令が規制対象としている金融商品の範囲との整合性を図るうえで、これらの法令中に置かれている定義規定における概念を借用しつつ、その範囲を列挙することが望ましい。このような対応を図ることで、新たな金融商品に対する税制上の取り扱いが予め明確にされ、法的安定性と予測可能性が増すこととなる。

加えて、金融技術の進歩に伴う金融商品の多様化に対しては、類似の金融商品が出現してきた段階で別途政令に定める、仮に市場を大きく歪めるような金融商品が出現した場合には別途政令で金融所得に含めることを否認するといった対応を図り、市場の柔軟性と予測可能性との調和を図ることが望ましいのではないかと考える。

金融所得を生じる具体的な金融商品としては、本章(1)の基本的な考え方に照らして、預貯金（普通預金・貯金、定期預金等）、外貨預金、公社債（利付債、割引債、仕組債、新株予約権付社債等）、ストリップス債等の割引債類似の債券、投資信託（公社債投資信託、株式投資信託、不動産投資信託（REIT）等）、貸付信託（ビッグ）・金銭信託（ヒット）、株式、新株予約権・抵当証券・その他の有価証券（特定小口債券を含む）、先物取引・オプション取引・カバーワラントなどの金融派生商品、集団投資スキーム（いわゆるファンド）、外国為替証拠金取引（FX）、5年満期の一時払い養老保険などの一部の保険商品などが挙げられる。

なお、金融商品が管理される一般口座、特定口座に関わらず、全ての口座から生じる金融所得に対して金融所得一体課税を適用することが望ましい。

③ 金融所得一体課税の適用時期

金融所得一体課税をどのようなタイミングで、どの金融商品から生じる所得に対して適用していくかについては、予め商品ごとに一体課税が適用される目標年次を定めた工程表を作成し、そ

れに則って一体課税を進めることが望ましい。その際、システム対応等の準備期間を勘案すること、一般的な投資商品については一体化を急ぐこと、また、性質が類似する金融商品の導入時期は揃えること等を考慮する必要がある。

預金や貯金、公社債、公社債投資信託、外貨預金などの利子所得を生じる金融商品については、国民が広く活用しており、また、利子所得を一体課税の適用範囲に含めることは国民が投資に対してリスクテイクをしやすくするものであり、「貯蓄から投資へ」という政策的要請にも合致するため、早期に一体化の範囲に含める必要があるものとする。その具体的な時期については、後述する課税方法がどのような取り扱いになるかに依存する側面があるものの、銀行預金利子は、システムを含めた実務対応にかかる準備期間として一体課税の導入決定から実施まで3年程度が必要と想定されることから、金融所得課税の一体化を2012年から実現するための意思決定を今年度中に行うべきである。その際、特に、証券会社において実質的に預金と同じような特徴をもつ投資信託のMRF・MMF、および相対的に低リスク商品である公社債は、銀行預金との中立性の観点から、銀行預金と同時に金融所得一体課税の対象とすることが望ましい。

また、既に申告分離課税となっており、投資家数や取引数が比較的少なく、且つ他の金融商品と比べるとシステム面の対応および既存の特定口座への組み入れが比較的容易な証券先物取引やオプション取引など金融派生商品（デリバティブ）については、利子を生じる商品よりも先行して一体化の対象とすることも考えられる。

④ 金融所得から控除する経費・損失

これまで、我が国の金融税制では、金融商品から生じる所得から控除できる経費や損失の考え方や判断基準は必ずしも明確ではなく、また利子所得には税制上の経費や損失が認められてこなかった。金融所得に係る経費や損失をどのように判断すべきかについては、これまで必ずしも十分な議論が行われてきたとはいえない分野である。

他方で、1章で述べたような、個人の投資活動の活発化・一般化という状況を踏まえ、金融所得課税の一体化のもとの経費・損失を税法上、どう捉えるべきかという問題を考える契機でもあるので、我々の暫定的な考え方を以下で述べてみたい。

まず、金融商品の取得や譲渡のために直接の関連をもち、所得を得るにあたって必要な経費については経費性を認めるべきである。また、金融商品の取得や譲渡など投資行為に伴って生じる損失についても金融所得から控除すべきである。このような考え方に基くと、例えば取引手数料、定期預金の中途解約に係る手数料、ファンド運用に係る投資顧問料、金融先物取引における支払利子、信用取引における貸株料・支払利子、社債のデフォルトによる損失、ペイオフによる損失、ワラントの権利消滅による損失、利付債の償還差損など、前述の要件に合致するような経費や損失については金融所得計算の枠内において控除することが考えられる。

しかし、金融所得から控除を認める経費や損失については、租税回避行為に十分配慮しつつその具体的な範囲を検討する必要がある。予め租税回避行為を想定して具体的な措置を規定して個別に控除を否認するか、それが難しい場合は、前述の要件に合致する経費や損失の控除を原則的

に認める代わりに、損失の繰り延べ期間に関して一定の制限を行うことも一案である。

また、金融所得の損失については、金融所得一体課税が総合課税である給与所得等からの分離課税を前提としているため、給与所得等その他所得からは控除できない。

いずれにしても、我々は、このような問題提起をすることに大きな意義があると考えており、今後のさらなる議論を期待したい。

⑤ 損益通算を認める範囲、損益通算の方法

金融所得一体課税の制度において、金融所得の損益通算（金融所得概念が本則に規定された後は「損益通算」は「内部通算」を意味することになる。但し、本報告書では一般的に使われている「損益通算」を用いる。）を認める範囲には、基本的な考え方でも述べたように、金融所得一体課税の趣旨に沿い、制限を設けないことが望ましい。

以下、仮に損益通算に制限を設ける場合の、課税実務面からの問題点を指摘し、その妥当性を判断したい。

利子所得の損益通算について、一定額の制限を設けた場合、ある金融機関側では他の金融機関の口座状況を知りえず、且つ金融機関間で広く横断的に口座情報をやり取りすることはそれが税務目的であれ、顧客との情報管理に関する契約、ならびに金融機関間の競争上から考えにくいことを踏まえると、ある納税者が税法上認められる範囲内で損益通算を行っているかどうかの管理は、金融機関側では行えず、基本的には納税者側での管理に委ねることになる。

その際の実務的な対応としては、ある納税者の金融所得への課税に際して、①金融機関側では損益通算が税法上認められる範囲内かどうかにかかわらず損益通算を行ったうえで課税を行い、認められる範囲を超えて損益通算を行った納税者は別途確定申告を行う方法と、②源泉徴収口座であっても金融機関側では損益通算は一切行わず課税を行い、損益通算を行う際には納税者からの申告を必要とする方法の2つが考えられる。

前者の方法では、比較的多数の納税者がその制限に抵触するように制限が課される場合には、多くの納税者に実質的に確定申告を行う必要が生じ、源泉徴収口座の利便性が大きく損なわれること、また、納税者が適切に申告を行うための金融機関・税務当局側の税務執行コストが増大することが懸念される。さらには申告漏れが懸念されるなど課税の適正化の観点からも問題が生じるおそれがある。

後者の方法では、源泉徴収口座を選択していても、損益通算を受けるためには選択的とはいえ申告が必要になるため、源泉徴収口座の趣旨を大きく損なうことになりかねない。

以上を踏まえると、損益通算に制限を設けることは、実務的な観点から見ても、適正な申告を確保するという観点からも、さらには源泉徴収口座という国民に広く浸透したインフラの活用といった観点からも望ましくないと考える。

次に、金融所得一体課税における損益通算の方法について述べる。損益通算の方法としては、源泉徴収口座の場合は口座内の損益通算を金融機関が行って金融所得を算出することで納税者

は申告不要で課税関係を終了することとなり、源泉徴収口座以外の口座を保有する納税者については、申告分離により納税を行うため、金融機関から交付される支払通知書や年間取引報告書を添付して確定申告を行うことで損益通算を行うことになる。

この際、複数の金融機関に源泉徴収口座を保有する場合、損が生じている源泉徴収口座と益が生じている源泉徴収口座を有する納税者における損益通算の方法が課題となる。源泉徴収口座において金融機関による損益通算が可能な金融所得は自社内の口座において生じた金融所得に限られるため、複数の金融機関の源泉徴収口座を跨いだ損益通算を納税者が希望する場合には、源泉徴収口座を選択している場合であっても確定申告が必要となる。また、銀行預金が金融所得一体課税の対象範囲となれば、証券会社と銀行の源泉徴収口座間で損益通算をするために確定申告を行いたいとする納税者が急増することも予想される。

複数の金融機関の源泉徴収口座を跨いだ損益通算を行うために確定申告が急増するような税制は、前述した損益通算を制限した場合と同様に、簡索性の観点から大きな問題が生じるため望ましくないように見えるものの、損益通算に制限を設けた場合と複数の金融機関の源泉徴収口座を跨いだ損益通算を行う場合とでは、納税者や金融機関に求められる対応に質的な違いがある点に注目する必要がある。すなわち、損益通算の範囲を制限する場合は、納税者側ではその制限から逃れるために、保有している口座情報を積極的に開示しようとするインセンティブが働かず、そのうえ、金融機関側で網羅的に口座を把握したうえで所得の管理をしなければならなくなる。また、税務当局側においても、納税者の全ての口座情報の把握に膨大な事務負荷が発生することになる。一方、複数の源泉徴収口座を跨いだ損益通算を行う場合は、納税者は簡素に納税を済ませるために、納税者側に自らが保有している口座情報を開示しようとするインセンティブが働く。そのうえ、金融機関側では源泉徴収により課税済みであるため、納税者が指定した口座を管理するだけで済むようになる。

今後は、銀行の源泉徴収口座の預貯金利子と、証券会社の源泉徴収口座の株式譲渡損などを通算したい納税者に対して、そのニーズに対応するために、金融機関が、金融グループ内の金融機関や提携先との間で、複数の源泉徴収口座間の損益通算を行うサービスを提供するようになることも想定され、一部の金融機関に限られたとしても、納税者が損益通算を行うために確定申告を行うというケースはある程度抑えられることも想定される。但し、そのようなサービスを提供できる金融機関は限られている。したがって、税制上のツールが金融機関間の競争に影響を与える問題を回避するとともに、個人投資家の納税負担を軽減するという観点からは、事実上申告不要あるいは簡素な申告で複数の金融機関の口座を跨いだ損益通算を可能とする、後述の「金融所得確認システム」（仮称）を構築することにより、簡素な仕組みを工夫することが考えられる。

⑥ 課税方式

金融所得に対する課税方式は、一律に申告分離課税とすることが望ましい。そのうえで、課税インフラの整った源泉徴収口座での取引については、申告不要を認めることによって、事実上の源泉分離課税とすることが我々の提言する一体課税の姿である。

また、課税の適正化の観点から、金融所得には源泉徴収制度を活用することが必要で、利子や配当など、現在、源泉徴収されている所得については源泉徴収を続けることになる。

(上記を踏まえ、現状の各金融商品から生じる各所得に対する課税方式と、一体課税が適用された場合における課税方式をまとめた表を別紙1に記載。)

金融所得一体課税の課税方式を上で述べた方式にした場合、利子と配当の課税方式が変更されることになる。

まず、現在、一律源泉分離課税となっている利子は、源泉徴収されることは変わらないものの、他の金融所得同様、申告分離課税となるため、損益通算の結果損失が生じた場合には、納税者は申告することで還付を受けることができるようになる。この点に関連して、金融所得に対して基礎控除を含め各種所得控除を認めるべきかが論点となる。所得控除は、納税者や扶養親族の世帯構成、その他納税者の個人的事情から一定の所得部分は担税力をもたない、あるいは担税力を弱めることを考慮するために設けられている。所得控除は、総所得金額から差し引くなど順序が決まっているため、金融所得以外の所得がある場合は大きな問題とならないと想定されるものの、今後高齢化の進展に伴って増加すると想定される金融所得のみを糧に生活する個人納税者に対して所得控除を認めるかどうかを検討する必要がある。このような納税者に対しても担税力を減殺する要因となる事象があれば税制上考慮すべきであるという考え方(とりわけ、災害時の雑損控除や高額な医療費負担に係る医療費控除についての問題)がある一方、所得控除は基本的には総合課税を前提にして設けられており、また主に金融所得で生活している個人納税者に加え、学生や子供、失業者など収入がほとんどないものの銀行口座を持つ個人納税者が行う還付申告に対応するためには膨大な事務コストがかかることから、比例税率で分離課税される金融所得に対して所得控除を認めるべきではない、という考え方もある。この論点について、本研究会では十分に議論を行っていないため、今後の検討課題として指摘したい。

また、配当については、現在、総合課税を選択する場合には一定額の控除を認める配当控除が設けられている。しかし、一体課税後には、配当も原則分離課税となるため、配当控除の妥当性を検討する必要がある。配当控除は、法人税との二重課税を調整する趣旨から設けられている制度であるが、個人投資家の金融所得一体課税に際して、配当を他の金融所得と同様の金融所得に含め分離課税とすることを勘案すると、配当控除は大口株主²についてのみ認め、それ以外の個人納税者についての配当控除は廃止もやむを得ないと考える(コラム「配当所得の取り扱い」参照)。

² 発行済株式の総数または出資金額の5%以上に相当する数または金額の株式または出資を有する個人

【コラム 配当所得の取り扱い】

配当所得は、所得税法の本則では、総合課税で課税されることが原則となっている。但し、大口ではない株主であれば、これまでも、手続き簡便化のために源泉徴収だけで、申告不要となる申告不要制度が存在し、さらに、平成 20 年度の税制改正によって、上場株式等の配当所得には申告分離課税を選択できる申告分離課税制度が創設され、確定申告によって上場株式等との損益通算が認められることとなった。

このことは、配当に金融所得一体課税を適用するうえでは、配当を原則として分離課税に改めるべきではないか、とした昨年度の本研究会の報告書の見解にある程度沿ったものであると考えられるが、本研究会では、金融所得一体課税をさらに推進していくべきとする立場に立ち、大口株主以外の個人納税者の配当所得への課税について、本則分離課税に変えることと配当控除の廃止を提言したい。なお、大口株主については、給与所得の配当所得への付替えの可能性が否めないことを勘案すると、総合課税を維持することが必要であり、この観点から大口株主については配当控除を残すことも考えられる。

配当控除は、法人税は所得税の前取りであるという前提に立ったうえで、配当所得に対する二重課税を調整するための措置である。そのため、大口株主以外の個人納税者の配当所得に対しては、二重課税の調整が図れるのであれば、本則分離課税に変えること、配当控除を廃止することも妥当であると考えられる。

二重課税の調整方式としては、配当控除による方法以外にも、法人と個人との間で二重課税を厳密に調整するインピュテーション方式や、法人の段階で配当の損金算入を認めるあるいは法人税を軽課することでその調整を行う支払配当損金算入方式や支払配当軽課方式、またドイツやフランスで導入されているような配当所得の「一部」を課税所得とすることによって実質的な調整を行う方式が存在する。また、法人税または個人における配当所得に対する税率が十分低くなっていることから、実質的に二重課税はほぼ解消しているという考え方もある。例えば、ドイツにおいては 2009 年 1 月 1 日以降、金融所得に対する課税方式を 25%の源泉分離課税とすることに伴い、事業投資として保有している株式からの配当を除き、現行の二重課税調整措置は廃止され、配当所得は全額課税所得となる³。また、我が国では税率を 10%とすることで、二重課税を調整しようとする考え方もある。

金融所得課税の一体化を行ううえでは、金融所得間の税率を揃えることが重要であると考え、本研究会では、二重課税の調整を行うのであれば、ドイツで現在行われているような配当所得の 1/2~3/4 を課税所得とする二重課税の調整方式が現実的ではないかと考え、配当所得の本則分離課税化、および配当控除の廃止と併せて、その提言を行うものである。

³ 当該措置は、法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大を柱とする法人税改革の一環として法人税改革法案に含まれている。具体的には、法人税率の引下げ、営業税率の課税指数の引下げ、営業税の損金算入の否認、定率償却制度の廃止、支払利子費用の損金算入の制限などの措置が法案に盛り込まれている。

⑦ 税率

本則に規定される金融所得の概念に含まれる金融商品から生じる損益を合算したうえで、所得が生じている場合には、その所得に対して比例税率で課税を行う。具体的な税率は、多くの要望、考え方があるものの、軽減税率の廃止に伴い特例措置が終わる 2011 年からは税率が揃うこととなるため、本則税率である 20%が基本となる。その課税に際しては、前述の通り、基本的に金融商品および所得分類によって、課税上の取り扱いに差異を設けることは望ましくないものの、配当所得について二重課税の調整が必要と考える場合は、二重課税の調整は 1/2~3/4 を課税所得とすることを現実的な取り組みとして検討すべきであろう。

⑧ 金融所得に対する課税額の納付方法

現在、銀行預金で生じる利子に対する課税分のうち、地方税部分である利子割については、その利子が生じた預金の口座が開設されている銀行の支店の所在地をもとに、地方税が納税されている（営業店ベース）。その一方で、配当や株式譲渡益に対する課税分のうち、地方税部分である配当割、株式等譲渡所得割については、その所得を得た納税者の住所地をもとに地方税が納税されている（住所地ベース）。そのため、口座の開設状況によっては、利子と配当、株式譲渡所得の地方税の納付先について不整合が生じることが想定される。このことは、損益通算を行う過程において、どこの地方自治体にどの程度納税を行う必要があるのかが明確に特定できなくなるという大きな問題を生じさせることとなるため、利子割、配当割、株式等譲渡所得割の納付方法を揃えること、具体的には、利子所得に対する地方税の納付先を、現状の営業店の所在地ベースから納税者の住所地ベースに変更することが必要になる。この変更にあたっては、金融機関側の事務負担やシステム対応負担が大きいことに配慮して、その変更方法や準備期間を検討することが求められる。

⑨ 納税環境

金融所得一体課税の実現に際して、課税の適正化と納税者の利便性の向上を図るためにどのような納税環境を整備すべきかについて、源泉徴収制度、資料情報制度、番号制度に関して順に記述する。

a. 源泉徴収制度

源泉徴収制度は、所得が生じた時点で課税を行うため、課税漏れが生じにくい極めて優れた制度であるといえ、現在においても十分機能している制度であるといえる。さらに、金融所得一体課税では比例税率の分離課税が基本となるため、源泉徴収口座を選択していれば、口座内の金融所得は源泉徴収が行われ申告不要で課税関係が終了することとなる。そのため、源泉徴収制度は、金融所得一体課税の制度のもとでも、その機能を発揮することができる制度であり、この制度の活用を図ることが望ましい。

この点を踏まえると、金融所得一体課税が実現した際にも、現在、源泉徴収が課されている利子、配当などの所得については源泉徴収制度の適用を維持する一方、譲渡所得など取得価格の計算を行ったうえで所得を計算する必要があるため源泉徴収の適用が難しい所得については、源泉徴収を義務付けないようにすべきであろう。

また、我が国においては、納税者および税務当局双方における納税執行の簡素性と正確性に優れた源泉徴収口座が、既に個人投資家のインフラとして定着している。この仕組みは、前述したように、所得の計算が必要になるため通常であれば源泉徴収の適用が難しい所得についても、金融機関側が納税者に代わりその計算および納税を行うものであり、源泉徴収口座を活用することで源泉徴収制度がより有効に機能することを踏まえると、源泉徴収口座の積極的な活用を図ることが望ましい。そのためには、金融所得一体課税の対象商品は原則的に全て源泉徴収口座への受け入れを可能とすることがよいのではないかと考えられる。

なお、金融所得課税の一体化を進め、源泉徴収口座に受け入れ可能な金融所得の範囲が広がると、今後、源泉徴収口座内の所得の取り扱いが論点となると想定される。つまり、現在の税制では、源泉徴収口座内の所得金額は、それ自体は源泉徴収によって課税されているため、金融所得に対する課税という意味では適正に課税されているものの、税法上の「合計所得金額」に含まれないこととなっている。この所得税法上の合計所得金額は、金融所得に対する課税以外にも、税金の各種控除、健康保険や年金の保険料の算定に際しても利用されているため、それらに影響を与えるのである。この論点については、金融所得に対する課税という観点の議論だけでなく、税制全体さらには社会保障全体のあるべき姿に関する議論が必要になるものと想定される。

この点については、今後さらに検討が必要な課題として考えられるものの、仮に多額の金融所得を有しながら合計所得に含まれない所得が相当額に上るような個人が増えれば、例えば、利子など一律源泉分離課税に課されている所得、源泉徴収口座で管理されている所得など、現状において源泉徴収され合計所得金額に含まれていない所得も含めて網羅的に所得情報を把握したうえで、各種控除、健康保険や年金などの保険料の算定に際して所得として考慮するための仕組みを検討することも公平性の観点から必要ではないかと考えられる。この際、国民健康保険料の自己負担割合の判定など、(必要経費や損失を控除する前の)収入を基準とする仕組みも併せて見直しを検討することも課題の一つとして指摘したい。

b. 資料情報制度

支払調書は、課税の適正化の観点からは、全ての金融所得が生じた場合において提出することが望ましい。したがって、例えば現在、支払調書を提出していない預貯金利子についても、金融所得一体課税が適用されれば提出すべきである。一方、納税者に交付する支払通知書は、後述するように、預貯金利子のように全ての納税者に対して交付することになると実務上の負荷が大きい場合には、個別にその事情を勘案して、その交付義務に一定の例外を認める方が、金融所得一体課税の導入が円滑に進みうると考える。具体的には、税務当局に対しては全ての支払調書を提出する一方、納税者に対しては、源泉徴収口座については年間取引報告書を交付し、それ以外の

口座については、実質的に使われていない口座を除き交付義務を金融機関に課す、または損益通算など申告に伴い支払通知書の発行を希望した納税者の口座について交付義務を課すなどの対応が考えられる。なお、支払調書の提出と支払通知書の交付義務の範囲に関しては、中立性の観点から、銀行口座と証券口座の取り扱いを可能な限り統一することが望ましい。

また、平成 20 年度税制改正により、これまで年間取引報告書の提出が不要であった源泉徴収口座についても提出が義務付けられる。ここで、源泉徴収口座に受け入れられる金融商品の範囲を拡大していくことにより、当該口座が多くの金融所得をカバーするようになれば、税務当局側も個別の支払調書の名寄せ結果ではなく、年間取引報告書の総額で申告内容の妥当性を確認できることになる。このような対応により資料情報制度の拡充を図り、金融所得に係る取引が発生した場合には、全ての取引について資料情報が提出されることでより一層課税の適正化が図られる。

c. 番号制度

この報告書における番号制度とは、金融所得に対する課税を行うために、全ての納税者に全国一律の番号を付与したうえで、納税者が取引の相手方に自らの番号を告知し、取引の相手方が作成する課税資料情報にその番号を記載することと納税者が申告書に記載することを義務付け、税務当局が番号をキーに資料情報の名寄せおよび申告書とのマッチングのために利用する制度を指している。

はじめに、本研究会のスタンスを述べる。昨年度の報告書では、「番号制度は課税の適正化、納税に掛かる税務執行の負荷軽減に資するものであるため、その導入については、基本的に歓迎する。その一方で、金融所得一体課税の実現のためには、番号制度の導入が必須条件であるという議論は正確性を欠くものである。」との見解を述べた。今年度の本研究会において、改めて金融所得一体課税を実現する際の番号制度の必要性について、主に実務面を中心に検討を行った結果、金融所得一体課税を実現するうえで、番号制度の必要性は増しているといえるものの、昨年度の見解を大きく変える必要はないのではないかという結論に至った。つまり、番号制度の導入は、課税の適正化、税務執行に掛かる負荷軽減の観点で歓迎するものではあるものの、金融所得一体課税の必須条件であると位置づけることは望ましくない、というものである。

番号制度は、所得情報を効率的に名寄せできる仕組みの一つであり、適正な税務執行に際して極めて有効な手段である。他方で、番号制度については、以前からその導入が検討されてきたものの、導入コストの問題や国民感情などにより、その導入は容易ではない状況になっている。このような点を考慮し、金融所得一体課税を実現するうえで、番号制度がないとどのような状況が生じるのか、その状況は許容しうるのか、という検討を行い、番号制度の必要性を検討した。

結論としては、現在と同じ程度の精度の税務事務および課税負荷を前提とすれば、金融所得一体課税を行ううえで、利子、配当などに対する源泉徴収制度の維持や資料情報制度の拡充、源泉徴収口座のさらなる活用などを図ることによって、番号制度がなくても大きな問題が生じるとまではいえず、国民全員に番号を付与する番号制度がなければ、金融所得課税の一体化を進めるこ

とができないとはいえないのではないか、と考えた。

その理由は次の通りである。金融所得一体課税を実現するにあたり番号制度がない状態を仮定すると、源泉徴収口座内の金融所得に対しては、源泉徴収による課税が行われるため、申告の有無に関わらず課税漏れが生じる事態は起こりえない。また、金融所得一体課税が適用される金融商品は、利子を含めて基本的に資料情報が提出されるようになるため、現状よりも課税の公平性はより担保されるようになるといえる。また、預金保険機構や証券保管振替機構などがすでに番号制度なく名寄せを行って日常業務を行っているように名寄せ技術は進んでおり、さらに本人確認法により金融機関窓口での本人確認の徹底が進んでいることから、(名寄せに求められる精度が税務とは異なるなどの一定の限界はあるものの)各金融機関においても高い精度での適切な名寄せが行われていると想定される。さらに、源泉徴収口座に受け入れられる金融商品の範囲を拡大していくことにより、当該口座が多くの金融所得を把握するようになれば、税務当局は個別の支払調書の名寄せ結果ではなく、年間取引報告書の総額単位で申告内容の妥当性を確認できること、また、損益通算に制限がなければ納税者の側に自らが保有している口座情報を開示しようというインセンティブが働くため、申告漏れが少ないと想定されることから、税務当局は納税者が指定した口座の管理だけで済み、その負担も限定的になると考えられる。

この点は、税務当局側での実務の現状も踏まえ、今後さらに精査する必要があると考えられるものの、番号制度がない状態でも、許容しえない状態になるとはいえないと考えられる。

また、金融所得一体課税を、優遇税制ではなく、我が国の税制において体系的且つ整合的な金融税制を整備する本格的な税制と位置づける我々の立場では、番号制度を受け入れた納税者だけに金融所得一体課税のもとで課税を行うという制度設計は望ましいことではない。金融所得一体課税の議論と番号制度の議論は、切り離して考えるべきものであろう。

他方で、確定申告に伴うコストや源泉徴収口座を利用して簡素に納税を完了したい納税者が多いという実情も看過するわけにはいかない。とりわけ利子所得を一体化する場合には、国民の多くが預貯金口座を持っていることから、証券会社や銀行など、複数金融機関に源泉徴収口座を保有する納税者の急増が予想される。簡素な納税のために源泉徴収口座を保有している納税者にとっては、損益通算を行うために確定申告をせざるを得なくなることは、源泉徴収口座制度の趣旨が損なわれることになる。また、税務当局や金融機関側にとっても、急増する申告に対応する負担は大きいと考えられる。そこで、損益通算を希望する納税者からの申し出をもとに、複数の金融機関の口座における納税者の金融所得情報を集約することで、複数の源泉徴収口座を跨いだ損益通算を中立的な立場で適正且つ効率的に行うシステム(金融所得確認システム(仮称))の構築を検討することを提言したい。この金融所得確認システムにおいて、複数の源泉徴収口座の所得情報の名寄せを効率的に行うためには何らかの識別子(番号)を利用することが望ましいが、その番号として現在議論が進んでいる社会保障カード(仮称)の識別子(番号)を活用したシステム作りが検討できないだろうか。どのようなシステムを構築し、どう制度を設計するかに依存するものの、番号を使うことに対する国民感情や情報の適正管理に配慮しつつ、課税の適正化と

納税者利便に資する納税環境を整備することは可能と考える(コラム「金融所得確認システム(仮称)」を参照)。

【コラム 金融所得確認システム (仮称)】

番号制度は、所得情報を効率的に名寄せできる仕組みの一つであり、適正な税務執行に際して極めて有効な制度である。その一方で、以前からその導入が検討されてきたものの、政府税制調査会でも既に指摘されているように、導入コストやプライバシーなどの国民感情への配慮などの要因により、その導入が容易ではない制度となっている。

このようなことを念頭に置きつつ、本研究会では、番号制度の有効性や番号制度を取り巻く環境の変化など番号制度について改めて議論を行った。その結果、我が国では、昨今、番号制度を社会的に活用しようとする社会保障カード(仮称)の制度が導入されつつあること、現在の金融機関側において、本人確認法などの法令に対応するために、運転免許証などの番号が付与された公的な証明書を利用した実務が既に行われるなど、法令対応のために番号を利用することに理解を示す人も現われつつあることなど、番号制度を取り巻く環境に変化が起こっていることを踏まえると、導入コストやプライバシーなどの国民感情への配慮を行いつつ、番号を利用した適正な税務執行に活用できる仕組みが構築できないかとして本研究会において提言するものである。

本研究会で提言する金融所得確認システムは、複数の金融機関の源泉徴収口座における納税者の金融所得情報を集約することで、複数の源泉徴収口座を跨いだ損益通算を行うシステムである。このシステムに登録することを希望した納税者は、証券会社と銀行など複数の金融機関に源泉徴収口座を保有し、口座を跨ぐ損益通算が必要になった場合でも、従来通り申告不要あるいは簡素な申告で課税関係を終了することができる。

このシステムにおいて、複数の源泉徴収口座の金融所得情報を効率的に名寄せするためには、何らかの識別子(番号)を利用することが望ましい。金融所得確認システムへの登録は、複数の源泉徴収口座を跨ぐ損益通算を申告不要で済ませたいという納税者の申し出に基づいて行われるため、システムの利用を希望する納税者に限って番号が付与されることになる。また、民間で広く番号が利用されることにより個人を特定できる状態で個人情報や蓄積されることに対する懸念に配慮するために、例えば口座登録時に各金融機関では識別子(番号)を暗号化し、支払調書に暗号化された識別子(番号)を付けて税務当局に提出し、税務当局において復号化⁴したうえで名寄せ、突合を行うという番号の利用方法が考えられる。既に普及しつつあるワンタイムパスワード⁵方式のように、金融機関などの民間機関側で納税者から番号を通知されても、その番号は通知を受ける金融機関や通知される時間などによって変わるために、納税者を特定できる番号とはならず、税務当局だけが納税者を特定できるような仕組みにすれば、例えばある金融機関で識別子(番号)が復号化されてしまった場合にも他の金融機関の情報と名寄せすることはできないため、民間において個人を特定できる状態で個人情報が蓄積

⁴ 暗号化されたデータを普通のデータに戻すこと。

⁵ 認証のために1回しか使えない「使い捨てパスワード」のこと。

されることはない。

このように、金融所得確認システムで利用する識別子(番号)は、①金融所得確認システムに登録を希望する納税者に限って付与される選択的番号であること、②金融機関側において、識別子(番号)は暗号化された状態であるため、民間において個人を特定できる状態で情報を蓄積することは技術的にできないこと、この2点が番号制度と異なっている。

金融所得確認システムの具体的な仕組みは色々考えられるが、社会保障カード(仮称)を活用した簡便な仕組みの一例として、次のような仕組みが考えられる。ある納税者が、金融機関Aと金融機関Bに源泉徴収口座(以下、それぞれ口座A、口座B)を保有しており、金融所得確認システムに登録を希望する場合、納税者は、識別子(番号)が付された社会保障カード(仮称)を各金融機関に設置されたリーダー(読み取り機)に読み取らせる。このとき、読み取られた識別子(番号)は、税務当局側だけが納税者を特定できるように暗号化された状態になっているため、金融機関側で納税者を特定できる番号とはなっていない。その後、口座Aにおいて10万円の利益が生じ、口座Bにおいて10万円の損失が生じたとすると、口座Aでは税率20%で2万円が源泉徴収される。このとき、金融機関Aと金融機関Bでは、支払調書を提出する際に、口座登録時に読み取られた識別子(番号)情報を暗号化された状態のまま支払調書に付けて税務当局に提出する。金融所得確認システムでは、この識別子(番号)を復号化し、その復号化された情報を基に口座Aと口座Bの支払調書の名寄せを行い、両口座間の損益を通算して、口座Aにおいて徴収された2万円が還付可能であることを自動的に算出し、納税者にこの損益通算結果を通知して確認を促す。すなわち、両口座間の損益通算と納税(還付)を簡素に完了させることが可能になる。

いずれにしても、源泉徴収口座が一般の個人投資家に定着している現状を踏まえると、複数の源泉徴収口座を保有している場合にも簡素に納税を完了するための何らかの仕組みと識別子(番号)が求められるため、今後更に検討を深めることが必要である。

なお、リアルタイム性を求められる処理が必要になるなどシステム設計が異なる可能性があるものの、資産形成支援税制(5章参照)を導入するうえでも金融所得確認システムは有用と思われる。

なお、仮に番号制度を導入ないし上述したような金融所得確認システムに識別子(番号)を利用する際には、以下の点に留意する必要がある。まず、番号制度については、現時点では国民の理解が必ずしも十分ではないことから、十分な国民的議論を経ることが必要である。また、仮に、金融所得確認システムに登録を希望する納税者に限って番号を付与するなど納税者の選択に応じて番号を導入する場合には、金融機関などのシステム面の配慮も必要となる。例えば、番号を利用する納税者と利用しない納税者とでは、別々にシステムを構築しなくては実務面が対応できないような制度とはしないよう配慮が求められるほか、将来的に付番の対象が全国民に拡大された際に、税務当局や金融機関側で全く新しくシステムを構築する必要が生じるといった二重のシステム投資が必要となるような付番・管理方式にならないよう予め配慮しておく必要もあろう。

さらに、民間で広く番号が利用されることにより個人情報蓄積され、営業目的などに使われてしまうことを懸念する意見が散見されることから、番号制度を導入した場合ないし選択的番号を利用する場合の番号の民間利用について、予め許容される範囲を明確にしておく必要がある。民間の金融機関においては、番号制度の有無にかかわらず、個人情報保護法の成立により個人情報の目的外の使用や漏洩が起こらないよう適切に情報を取り扱うことが義務付けられていること、本人確認など法令遵守のために多大なコストがかかっていることなどを踏まえると、本人確認の照会など法令に定める事務の遂行目的に限定した場合の利用可能性を含め、番号の民間利用の許容範囲は今後検討すべき課題である。

最後に、納税者に認められる年間の損益通算の額に制限が設けられた場合に、実務的に番号制度が必要となるかどうかについて述べたい。本章の冒頭で述べたとおり、本研究会は損益通算を制限する制度設計は望ましくないというスタンスであるが、仮にそのような制度設計が行われた場合に番号制度が必要かどうかは重要な論点であるため、本研究会においても議論を行った。損益通算が制限された場合には、課税の適正化、税務執行に掛かる負荷の軽減という点において番号制度の必要性はより高まると思われる。他方で、納税者の確定申告によって損益通算を認める方法で上限額を管理する方法があるため、番号制度の導入が必須である、とまではいえない、というのが本研究会の総意であった。

前述した通り、上限管理の方法としては、①金融機関側に開設された源泉徴収口座では、損益通算を行い、上限額を超過した納税者に対しては申告義務を課す方法、②金融機関側では源泉徴収口座であっても損益通算を行わず、損益通算を行う際には、納税者からの申告を行う方法、の2つが考えうる。両者の方法とも、損益通算が制限されるため、確定申告が必要となるケースが増え、源泉徴収口座の趣旨は損われることになるが、そのために番号制度が必須である、とまではいえないだろう。①のケースでは、上限額を超過して損益通算が行われる場合には税務当局側が拡充された支払調書をもって申告漏れを検知することで対応できると想定され、②のケースでは、源泉徴収が維持されることを前提に、申告によって損益通算を認めることになるので、大きな課税漏れは生じないことになるからである。

先に述べたように、納税者に認められる年間の損益通算の額に制限が設けられた場合には、上限額に達しないよう納税者側で保有している口座情報を積極的に開示するインセンティブが働かないため、金融機関側または税務当局側で口座を網羅的に把握することが必要になる。したがって、現実的には、上限額がどの程度の額になるのか、どれだけの数の納税者が上限額を超過すると予想されるのかという点を踏まえて制度設計を検討する必要がある。仮に、上限額に達する納税者が一定数に限られるのであれば、①の方法によって、納税者が広く源泉徴収口座のメリットを享受することを可能にしつつ、支払調書によって、一部上限額に達すると想定される納税者の申告を確認できるようにすることで課税の適正化は図れるであろう。

4. 個別金融商品の金融所得課税の一体化の方法

本章では、国民に広く用いられている商品であって一体課税の範囲に早期に含めることが望ましい金融商品である預貯金、公社債、投資信託、外貨建金融商品について、主に実務的な観点から検討した一体化の方法を述べる。

(1) 預貯金

預貯金は国民に広く用いられている金融商品である。金融所得一体課税によって、税法上、国民が保有する金融商品から生じる所得を、金融所得以外とは分離して課税する税制を構築するうえで、国民に広く用いられている金融商品が金融所得一体課税の範囲に含まれることは望ましく、且つ預貯金によって生じる利子を一体課税の範囲に加えることで、国民の投資に対するリスクテイクを促すことにも繋がるのが期待されるため、預貯金を早期に一体化の範囲に含めることが重要である。

預貯金を一体化の範囲に含める際は、前述したような趣旨を踏まえ、定期性預金や大口預金などに限定せず、普通預金も含める方が望ましい。普通預金を一体課税の範囲に含めた場合、その口座数も多いことから実務面の負荷が懸念される。但し、実務的には、後述するように、支払を受ける納税者に交付される支払通知書の問題が存在するものの、それ以外の対応負荷は、定期性預金や大口預金などの他の商品とは大きく変わらない。むしろ、普通預金だけを一体化の範囲に含めないこととした場合には、多様な金融商品を提供するようになってきている銀行の窓口において、顧客に対してどの預金商品が一体化の範囲に含まれ、どの商品が含まれないのか説明することが難しくなると想定されること、後述するように証券会社で実質的に預金のように扱われているMMFやMRF、公社債が一体課税の範囲に含められ、これらの金融商品から生じる利子は上場株式の譲渡損と通算できる一方で、銀行の預金から生じる利子とは通算できないとなると中立性の観点から望ましくないこと、また、将来的に金融所得一体課税の範囲に含まれることが明確なのであれば、事後的に含まれるよりは、定期性預金や大口預金などと同時に含まれる方がシステムや業務の対応を行ううえで負荷が小さいことを勘案すると、普通預金も早期に一体化の範囲に含める方が望ましいとも考えられる。

また、郵便貯金についても、金融所得一体課税の趣旨を踏まえると、早期にその範囲に含めることが望ましいと考えられる。但し、その具体的な実施時期については、口座数が膨大であることなどを勘案して、導入に向けたスケジュールを策定する必要がある。

利子所得が一体課税の範囲に含まれる場合、利子に対する課税方式は、現行の一律源泉分離課税から、源泉徴収を維持したうえでの申告分離課税へ変わることとなる。また、現行の税制では、利子については、経費・損失は発生しないものとされているものの、本報告書の3章(2)④における経費・損失の考え方が認められるのであれば、利子が一体化の範囲に含まれた場合、金融商品の取引に直接の関連をもち、その所得を得るにあたって必要な経費や、金融商品の取引に伴っ

て生じる損失である中途解約手数料やペイオフに伴う損失などが金融所得から控除できることとなる。

また、実務面から預貯金を一体課税の範囲に含める際の対応を考えると、とりわけ支払調書と支払通知書の扱いが大きな論点となる。現在、普通預金・普通貯金については膨大な口座数を考慮して、一律源泉分離課税のもとで税務当局への支払調書および個人への支払通知書の提出を要しない扱いを受けている。しかし、前述したように、適正な税務執行の観点からは、金融所得一体課税の対象となれば、普通預金・普通貯金についても、他の金融所得と同様に、支払調書を提出すべきである。

この際、預貯金利子を受ける納税者への支払通知書の交付を金融機関に義務付けるかが論点となる。現行制度上は、国内において証券投資信託の収益分配金の受け取りや剰余金や利益の配当、剰余金の分配の受け取りをする場合に、金融機関に対して交付義務が課されている。仮に預貯金利子についてもこの義務が課されることになれば、非常に多く存在している預貯金口座の全てについての支払通知書の交付に対応するために長い期間に加え、多大な費用を要する。とりわけ、預貯金口座には、口座として開設されているものの、現実には休眠口座などの実質的に使用されていない口座が多数存在している。この休眠口座などについて、その所有者の所在確認を行い、支払通知書を漏れなく送付するよう対応するためには膨大な社会的コストが発生すると想定される。

そこで、利子を早期に金融所得一体課税の適用範囲に含めることの社会的な重要性と、非常に多く存在している預貯金口座の全てについて支払通知書を交付することに対応するための社会的コストの大きさを勘案すると、実質的に利用されていない口座、具体的には、休眠口座のように金融機関側で口座の保有主の所在地が明確に特定できない状態になっているもの、または金融機関からの呼びかけに対しても口座保有者からの支払通知書の請求がないものについては、支払通知書の発行を要しない、あるいは口座保有者が支払通知書の交付を希望する際に交付を義務付けるという例外を認め、他方で、税務当局に対しては金融所得が生じた全ての取引について支払調書の提出を義務付けるような形で一体課税を適用することが現実的な取り組みとして考えられるのではないか。休眠口座などの実質的に利用されていない口座であっても、その口座から生じる利子は源泉徴収されているため、課税漏れは生じない。また、支払調書が全て税務当局に提出されれば申告の適正性を確認することは可能である。なお、前述したように、支払調書の提出と支払通知書の交付義務の範囲に関しては、中立性の観点から、銀行口座と証券口座の取り扱いを可能な限り統一することが望ましい。

(2) 公社債

公社債は、その性質が預貯金と類似する金融商品であること、さらには、公社債は、従来、その元本部分の価格があまり変動しないと想定されてきたものの、最近では、公社債に株式のオプションが組み込まれた商品や為替変動によって影響を受ける商品など元本部分の価格が大きく

変動するような公社債が一般的に販売されるようになったこと、公社債の種類やそこから生じる所得によって、課税上の取り扱いが多岐に亘っていて非常に複雑な制度になっていることを踏まえ、現行の税制を見直す必要があり、公社債を一体課税の範囲に含めるべきと考える。

公社債から生じる所得への現行の課税方式を大まかに整理すると、利子は源泉分離課税とされ、譲渡所得は非課税、償還差益は雑所得として総合課税となっている。但し、ディープレディスカウント債や一部割引債などでは、譲渡時に雑所得や譲渡所得として総合課税とされるなど、公社債の種類や所得分類によって課税方式が分かれ、非常に複雑な税制となっている（別紙1を参照のこと）。そこで、公社債から生じる所得に対して一体課税を適用する際には、この複雑な税制を簡素にすること、また様々な商品の登場により公社債の性質が変化しつつあることを踏まえ、課税方式を申告分離課税に一律に変えること、現状非課税となっている譲渡所得を課税対象とすることと併せて、公社債に対する課税方法を株式に対する課税方法と同様（株式並み課税）に大きく変えることが望ましいのではないかと考える。

具体的には、株式では、期中では将来の配当部分も織り込んでその価格が算定されているように、公社債についても、期中では元本と利子相当額（経過利子）を区別せずに両者が含まれた価格となっていると捉えて課税を行うというものである。つまり、公社債の譲渡（譲渡取引Aとする）時には、譲受人側（公社債を譲渡により取得した主体）では元本と利子相当額（経過利子）を含んだ額をその公社債の取得価格と捉え、譲渡人側（公社債を譲渡により手放した主体）では、その譲渡人が譲渡取引Aに先んじてこの公社債を所得した際の取得価格と、譲渡取引Aによって公社債を手放す際に受け取った総額との差額を所得として課税する。利払い時には、株式の配当のように、受け取った額部分について課税を行う。償還時には、公社債の償還を受ける主体が、償還時に受け取った額から、公社債を取得するのに要した額を差し引いた部分について課税を行うという方法である（課税方法の例は別紙2を参照のこと）。

後述するように、課税の適正化を図るうえで、利払い時の利子部分については、源泉徴収制度を維持する。そのため、譲渡に際しての経過利子に対する課税相当部分を譲渡人側、譲受人側との間でどのように調整するかが論点となる。この点については、説明が複雑なため簡単な例を挙げて説明を行う。1年で20円の利子を生じる元本100円の利付債について、発行時からちょうど半年の時点で、譲渡人Xから譲受人Yに109円（利含みの価格）で譲渡が行なわれたと仮定する。現行の税制では、それぞれの主体の公社債の保有期間によって元本部分と経過利子とを分けて所得額および公社債の譲渡価格を捉えている。この例では、譲渡時の譲渡人Xの経過利子は、年間の利子20円の半分（半年時点の譲渡であるため）の10円であり、その経過利子に対する源泉徴収相当額は、譲受人Yに引き継ぐものと考え、譲渡人Xは源泉徴収後の8円（ $20 \div 2 \times (1-20\%)$ ）を譲受人Yから受け取る。また、この譲渡時の譲渡人Xが得た譲渡所得は、譲渡時に譲受人Yから受け取った109円から源泉徴収後の8円を控除した101円で譲受人Yに譲渡したことになる。またこの利付債の発行時から1年後の利払い時には、譲受人Yは20円の利子所得を得て、発行体から源泉徴収後の16円（ $20 \times (1-20\%)$ ）を受け取る。この例の場合では、1年後に発行体から

受け取る利子に対する源泉徴収分の4円は、譲渡人Xと譲受人Yとの間で2円ずつ分けているということになる。この例を踏まえ、冒頭の論点について再び説明をすると、この公社債に対する課税方法を株式に対する課税方法と同様とした場合には、1年後に源泉徴収された部分の4円を譲渡人Xと譲受人Yとの間でどのように調整を行うのかということが論点になるのである。

この点については、現行の税制通りに、源泉徴収分を譲渡人、譲受人とで厳密にその公社債の保有期間に按分して調整する方法を取ることも考えるものの、簡素性を重視する方が望ましいこと、および税制が変わればマーケットもそのような税制を織り込んで公社債の価格が決定され取引されるようになると想定されることを踏まえると、株式の譲渡をした場合と同様、公社債の譲渡に際しても、利払い時にその公社債を保有していた主体のみが源泉徴収をされた（前述の例の場合、4円）と考える方が望ましいのではないかと考える。

但し、このような課税方法に変えた場合にもいくつかの問題点がある。その主なものとして、以下に四点述べる。

一点目は、このような課税方法に変えた場合、時間経過とともに利子は増えるものの、元本部分の変動の影響によって公社債の全体価格は大きく影響を受けるため、元本と利子部分とを合算してその公社債の額を表示してしまうと、その金利変動の状況によっては、他の預金商品のよう資産額が増えることを期待して保有している一般の個人納税者にとっては、あたかも利子も含めて減少しているかのような誤解を与えてしまい、金融機関側の窓口において混乱を生じさせかねないことが懸念されることである。

二点目は、上記で提案した課税方法では、制度の変更に伴い公社債の取引価格は、その制度変更を織り込んで価格が決まると想定している。但し、制度移行期の暫定措置の影響などにより、市場が制度変更を織り込むことなく公社債の価格が決まるような事態が生じた場合には、実質的に源泉徴収された後の所得に対してさらに課税されるような二重課税を生じてしまう可能性がある。

三点目は、オーバーパーなどの償還金を上回る価格で譲渡を受けた主体にとっては、その公社債の償還を迎える、または他の主体へ譲渡するまで元本に含んだ状態の損を控除できず、利払い時には利子に対して源泉徴収されてしまうようになることが挙げられる。

そして最後に、みなし外国税額控除の適用が受けられる公社債に対して課税する場合には、この課税方法では、何らかの調整が必要になることが挙げられる。みなし外国税額控除の適用が認められる公社債の流通量は少なく、一部の国では、この規定を廃止するなど、この制度は見直しに向けて検討が行われているものの、公社債の課税方法を株式並みに課税するよう変更する際には、これらの公社債に対しての課税をどのようにすべきか留意しておく必要がある。

なお、上記個人の公社債に対する課税方法を考えるうえでは、個人から法人へ公社債が譲渡される場合の課税方法も併せて考える必要がある。なぜならば、実際には、個人が公社債を譲渡する際には、その譲渡先が金融機関などの法人である場合がほとんどであって、法人側が公社債の個人からの譲渡をどのような条件で受け入れるかどうかは、法人側の税制が大きく影響を与える

からである。現在の法人税法では、法人が公社債の利払いを受けた際には、期初から利払い時まで公社債を保有していた場合、支払うべき法人税からその利払いを受けた公社債に課された源泉徴収税相当額（前述の例の場合、4円）の全額が控除できる一方、法人が期中に公社債の譲渡を受けた場合には、譲渡から利払いを受けるまでの期間に応じて制限がなされている（所得税控除の期間制限：期の間で譲渡を受けた場合、2円しか控除できない）。そのため、個人の譲渡先となる法人側では、この制度のために公社債を期中の譲渡を受け入れる際には、控除ができないことを前提に公社債の譲渡価格を個人に提示するために、個人の公社債の税制を変えたとしても、結果として公社債の流通が阻害されるという状態は維持されてしまうのである。そもそも、この所得税控除の期間制限が設けられたのは、個人における公社債の譲渡益が非課税であることを利用して、利払い直前の個人・法人間の売買による課税逃れを防止するための対策であることから、公社債の譲渡益を課税対象とするのであれば、法人側においても、この期間制限を廃止して、全期間分控除を認めることも検討すべきではないか。

このような税制の変更を行うことによって、現状大きな課題となっている公社債の課税玉、非課税玉という問題も緩和され、結果として、個人における国債をはじめとした公社債の流通や保有がより促進されることにつながるのではないか。

また、公社債に対して簡素に課税を行い、且つ課税方法を株式と同等の課税方法に揃えるという意味では、公社債を年末時に時価評価して課税を行うことはせずに、且つ同一の種類の公社債を取得した場合には、株式同様、移動平均方式で取得価格を計算することとすることが望ましい。経費・損失については、本報告書の3章(2)④の考え方に則れば、国債払戻手数料や公社債のデフォルト時の損失など、金融商品の取引に直接の関連をもち、所得を得るにあたって必要な経費や金融商品の取引に伴って生じる損失については金融所得から控除することを認めることとなる。

次に、公社債から生じる所得に対する源泉徴収について述べる。利付債の利子部分に対する源泉徴収制度は課税漏れを防ぎ、簡素性を維持する観点から残すことが望ましい。他方で、割引債は発行時に源泉徴収を行うのではなく、償還時に償還差益に相当する部分に対して源泉徴収を行うことが考えられる。まず、割引債の発行時の源泉徴収については、税法上、所得が実現した際に課税を行うという原則から見るとそもそも適切ではないと考える。また、発行時の源泉徴収を維持して、前述のように割引債に対する課税方法を株式並み課税とした場合には、公社債の価格にすでに発行時に源泉徴収されている価格を含んでしまっているため、譲渡時の所得に対して課税を行う場合には、発行時に源泉徴収されている課税分との二重課税の調整が必要になるため、課税方法が非常に複雑になってしまう。こうした点を勘案して、源泉徴収を行うタイミングを変更することが望ましいと考える。その際、割引債の源泉徴収タイミングを変えると課税繰り延べになるため適当ではないという懸念も指摘されている。長期保有の場合、利子相当額が長期間受け取れないデメリットがあるため金融商品の大幅なシフトが起こると考えにくいものの、実際に

そのようなシフトが生じた場合には、別途法律の規定により、金融所得一体課税の範囲からその金融商品を外す途を残しておくという事で、その対応が図れるのではないかと。

なお、公社債を金融所得一体課税の対象に含める際は、適正な税務執行の観点から譲渡、償還、利払いなど金融所得が生じた時点で支払調書を発行すべきである。現状、非課税となっている部分に対する課税となることから支払調書の発行負荷が金融機関にかかるものの、実務的には、この範囲であれば対応可能だと想定される。

また、公社債は保有期間が長期に亘るため、提案した課税方法を導入するにあたり移行期の対応方法を検討する必要がある。主に譲渡に掛かる所得価格の算定方法が課題になるが、その方法としては、新制度が導入された後に発行された公社債からこの税制を適用するという方法、あるいは一定の基準日の利率などをもとにして公社債の取得価格を設定する方法などが考えられる。前者の方法の場合、新制度前後に発行された公社債では課税上の取り扱いが異なるという複雑な状態になることが懸念されるものの、後者の方法では過去に株式のみなし取得価格の算定に際して、対応に大きな混乱を生じさせたことを踏まえると、前者の方法を取ることが現実的な対応であろう。

(3) 投資信託

公社債投資信託については、預貯金、公社債および株式投資信託とその性質が似ているため、早期に金融所得一体課税の範囲に含めることが望ましい。投資信託は、公社債型および株式型とで2つに分類が分かれているものの、税法上は、投資信託の約款上の取り決めによってその分類が決められており、株式投資信託であっても、公社債だけで運用を行うことから実質的には公社債投資信託と変わらないような金融商品も存在している。そのため、公社債投資信託を金融所得一体課税の範囲に含める際には、その商品の性格が類似する預貯金ならびに株式投資信託と同様の課税方法とすることが望ましい。

(4) 外貨建金融商品

外貨建金融商品は、資産の分散投資の流れを受けて一般の個人投資家の資産運用対象として定着してきた。外貨建金融商品は、一つの商品から利子・配当、譲渡・償還差益、為替差益が生じ、それぞれ現行の所得税法上異なる所得として別々に課税されており、また外国株式の為替差益は譲渡益である一方、為替予約のない外貨預金の為替差益は雑所得として総合課税されるなど商品によっても課税方法が異なっている。そのため、簡素性、中立性の観点から外貨建金融商品についても金融所得一体課税の範囲に含めることが望ましい。

金融所得一体課税の対象となる外貨建金融商品は、外貨預金、外貨建公社債投資信託、外国債（公社債）、外貨建株式、外国為替証拠金取引（FX）など一般の個人が金融機関を通じて入手できるものがその範囲となると考えられる。

外貨建金融商品から生じる所得に対する課税方式としては、基本的には為替変動部分も含んだ所得に対して申告分離で課税を行うことが考えられる。具体的には、①利子、配当、収益分配金のように、ある金融商品を保有していることで追加的に受け取った額（但し、この場合、元本部分の為替変動に伴う変動部分は含めない）と、②ある外貨建金融商品から引き出し、解約、他の金融商品への交換などの取引を行った場合、同じ外貨間または別の外貨への取引を行う場合ともに、その取引によって手放した金融商品を取得する際に、取得時に掛かった円換算額から、その金融商品を手放すことで得たその取引時点での円換算額との差益に課税を行うとする課税方法とすることが望ましいのではないかと考えられる。

この際、外貨建金融商品から外貨の現金で引き出す場合、例えばドルの外貨預金からドルの現金で引き出す場合の課税上の取り扱いが論点となる。例を挙げて説明をすると、1ドル100円の段階で外貨預金口座に1ドル拠出して、1ドル150円の段階でこの外貨預金口座から円預金の口座に振り替えるのではなく、そのままこの外貨預金口座から1ドルの現金で引き出すという場合である。この場合、円預金の口座に振り替えた場合には、50円分の所得として課税（10円の課税）が行われるものの、ドルの現金で引き出された場合には、この外貨預金口座を源泉徴収口座として管理している金融機関では、課税を行うべきかどうかということが論点となるのである。この点については、本研究会でも、円安局面において、納税者が円預金に振り替えずに外貨現金で引き出し、外貨両替所で換金するような課税逃れを誘発してしまうのではないかとという点から、金融機関側で課税を行うべきではないかとする考え方や、外貨預金で預けていたものを外貨現金で引き出しをする段階で課税を行うことは妥当なのか、実務上対応しうるのかという観点から金融機関側では、支払調書を提出することに留める方がよいのではないかと、という考え方が出された。この点については今後精査が必要になる。

なお、外貨建金融商品から生じる所得に対する課税に際しても、原則として現行の源泉徴収制度を維持することが望ましい。利子・配当に対する源泉徴収は、特定口座、一般口座を区別せず行う一方、譲渡損益、為替差損益については、その取引時の為替変動を含む取得価格額の管理を行う必要があるため、源泉徴収口座においてのみ源泉徴収の対象とすることが妥当である。但し、個人が保有している貿易用などの流動性が特に高い口座については、取引の度に為替変動を含む金融商品の取得価格の計算を行う必要があるため、その管理が非常に煩雑になることから、特定口座に一定期間加えないなど、何らかの対応をすることも考えられる。

5. 国民の資産形成を支援する新たな税制

本報告書で述べているとおり、金融所得一体課税の実現によって、簡素で分かりやすく中立的で且つ資本に対して効率的な税制に改められ、国民が投資に対してリスクテイクしやすい制度環境がより整備されることになる。また、日本の金融市場が国際的に競争力を有し、魅力的な金融市場になるための取り組みが政府内でも本格的に検討されており、国民が自助努力によって資産形成をしていくための環境が整備されつつあるといえるだろう。

一方、我が国では、これから本格的な少子高齢化を迎えることが想定され、高齢者の増加に対して財政面でどう対応していくかが政策上の課題とされている。また、公的年金制度をはじめとする、国民の老後の生活を支える仕組みに対して不安が広がっており、社会的な問題として顕在化していることから、老後に向けた備えとして、投資や保険など中長期的に自助努力で資産形成をしていくことへの関心が国民の間で高まりつつある。こうした状況のなか、国家として、国民に中長期的な観点で自助努力による資産形成を促していくことには、社会的に大きな意義がある。

ところで、我が国では、自助努力によって資産形成を促すための年金制度として、確定拠出型年金（401k）制度が既に導入されているものの、同制度は、①仕組みが複雑である、②確定拠出型年金を導入している企業に勤める会社員しか加入できないため、加入できる層が限定的である、③加入者が他の企業に転籍する場合、それまで加入していた企業年金の受給権（年金原資）を携帯して転籍できる仕組み（ポータビリティ）が完全ではない、などの問題があるため、国民における自助努力での資産形成を促す仕組みとしては十分機能していない。

また、米国や英国においては、IRA、Roth IRA や ISA など（私的）年金や教育などの目的別に国民の自助努力による資産形成を促すための優遇税制⁶が既に存在しており、国民に広く浸透していることから、我が国においても、これらを参考にして制度の検討を行うことが有用である（IRA、ISA の概要については別紙 3 を参照のこと）。

このような背景を踏まえると、金融所得一体課税の実現や市場環境の整備による、国民の自助努力による資産形成を支援していく方向性を、国家としてさらに後押しするため、金融所得一体課税の枠組みのなかで国民の資産形成を支援する優遇税制を導入すべきである。優遇税制の導入によって、国民が個々に投資に対するリスクとリターンを勘案しながら、中長期的な観点でより積極的に資産を形成していこうとする意識が浸透していき、高齢期に向けた資産形成を行うための環境がより整備されると考えられる。

資産形成を支援する優遇税制は、障害者等の非課税貯蓄制度（以下、マル優）にみられるように、優遇口座を設け、当該口座内に生じた金融所得に対して一定の範囲内で非課税とするといっ

⁶ IRA (Individual Retirement Arrangement) は、米国の個人退職年金制度で、拠出時非課税、運用時非課税、引き出し時課税の通常の IRA 型と、税引後所得から拠出し、引き出し時に非課税となる Roth IRA 型がある。また、ISA (Individual Savings Account) は、英国の個人向け投資・貯蓄奨励制度で、税制面では、Roth IRA 型と同じ仕組みである。

た方法がとられることが多い。このとき、無制限に非課税を認めないための仕組みとしては、所得管理型と元本管理型の二つの方式が考えられる。

所得管理型は、優遇口座内の資産から生じた金融所得に対して一定額の非課税枠を設け、非課税枠を超えた場合は通常の金融所得として課税する方式である。自民党が検討している「高齢者投資マル優制度」などがその例⁷である。

元本管理型は、優遇口座内の資産残高または優遇口座への年間拠出額に制限を加え、当該資産から生じた金融所得を非課税とする方式である。資産残高で管理する例として、日本のマル優が、拠出額で管理する例として英国の ISA や米国の IRA、Roth IRA が挙げられる。

いずれの管理方法が望ましいかは制度設計に依存する側面があるものの、米国の Roth IRA、英国の ISA に代表される国際的な潮流を踏まえると、元本管理型で且つ拠出額で管理する方法が望ましいのではないかと考えられる。一方、元本管理型では、各投資家の投資成績によって、数億円を稼いだ納税者であっても非課税となりうることや、損失が生じた納税者は優遇口座外の収益と損失を相殺できないなど、新たな不公平が生み出されないかという懸念もある。

以上の考え方を踏まえ、具体的には、国民に広く浸透している特定口座を活用しつつ、口座への年間拠出額を管理して税制優遇を認める「資産形成支援税制」（仮称）の導入を提言したい。

資産形成支援税制は、特定口座への拠出額に一定の制限を設けたうえで（例えば、年間 100 万円など）で、税引き後所得を拠出し、一定年齢（例えば 65 歳）以降に引き出す場合には、運用益を含めて非課税とする優遇税制である。

口座に受け入れて運用対象とする金融商品の範囲については、国民の資産形成にあたり金融商品間の中立性を担保する観点から、預貯金、株式、公社債、株式投資信託、公社債投資信託、外貨預金など一般的な金融商品を幅広く含めるべきだろう。金融資産に対する優遇税制は、しばしば金持ち優遇であるといった批判を受けるが、広く国民に普及している預貯金を対象とすれば、そのような批判は当たらないのではないかと考えられる。なお、米国の IRA や英国の ISA でも、預金、株式など幅広い金融商品への運用が認められている。

一方、預金性の商品については、大半が預金で運用されると「貯蓄から投資へ」の政策と整合しない、老後に必要な資産を形成できるほどの利回りが確保できないため、含めるべきでないという考え方や一定額に制限すべきだという考え方もあり、その点について政策との整合性に配慮した仕組みとすることが必要であろう。英国の ISA は、年間 7200 ポンド（1 ポンド 200 円換算で約 144 万円）の拠出限度額のうち、預金型口座への拠出が 3600 ポンドまで認められる制度と

⁷ 自民党「高齢者の安心と活力を強化するための合同部会」（与謝野会長：肩書きは報道当時）が、シルバー世代の資産運用の拡大のため、高齢者が受け取る上場株式等の 100 万円以下の配当、および 500 万円以下の譲渡益について非課税とする「高齢者投資マル優制度（仮称）」の創設と、預貯金・国債等の元本合計額 500 万円までは非課税とする「高齢者マル優制度」を提言した（日本経済新聞 2008 年 5 月 29 日朝刊、5 月 30 日夕刊）。また、自民党の麻生幹事長（肩書きは報道当時）が、経済対策の一環として、1 人当たり 300 万円までの株式投資について配当金を非課税とする「証券マル優制度」（仮称）の創設を提案した（日本経済新聞 2008 年 8 月 9 日朝刊）が、これについては、所得管理型か元本管理型かが明確になっていない。

なっており、預金性商品への拠出を一定額に制限している例として挙げられる。

また、拠出額で管理する方法には、「拠出時課税（税引き後所得を拠出）、引き出し時非課税（運用益非課税）」とする仕組みと、「拠出時非課税、引き出し時課税（運用益非課税）」とする仕組みが考えられる。前者の仕組みの例として、米国の Roth IRA や英国の ISA が、後者の仕組みの例として、米国の IRA があるが、前者の仕組みを採用することで、引き出しの都度確定申告をする必要がなく、納税者にとって非常に利便性が高い制度になる。これにより、国民に広く、中長期的な観点で、自助努力での資産形成を促していくうえでは非常に有効な制度となるのではないだろうか。前者の仕組みを採用した場合、課税繰延に当たるのではないかという批判も考えられるが、税引き前拠出額、税率、利回り、運用期間を一定とした場合に、両者の納税額および税引き後資産残高は同じになるため、そのような批判は適当ではない（別紙 4 の比較表を参照のこと）。

ここで、運用益非課税とする制度を導入するに当たって、口座内の運用益を「所得」と捉えるべきかどうかという論点がある。3 章(2)⑨で述べたとおり、所得税法上の合計所得金額は、所得控除や国民健康保険料の額の算定基礎やその他社会福祉関係の受給資格の判定基準となっているため、ある所得を合計所得金額に含めるかどうかは国民の家計や国の財政に大きく影響を与える問題である。現在、源泉分離課税の所得については、合計所得金額に含まれない仕組みとなっているため、特定口座を活用する本優遇税制においても、現在の仕組みを維持する限りでは、少なくとも源泉徴収口座内で生じた運用益については、合計所得金額に含まれないことになる。これについては、公的年金の縮小を前提に国民に自助努力を促すならば、非課税の取り扱いを貫くべきだという見方がある一方、担税力がある以上、合計所得金額に含めるべきだという見方もある。また、何らかの方法で口座内の所得額を把握したうえで、全額所得控除を認めることにより、非課税扱いとしつつ合計所得金額に含めるという方法も考えられる。いずれにしても、この問題は、本優遇税制に限らず、特定口座自体が本来抱える問題として議論することが必要である。

また、この制度を導入するためには優遇口座への拠出限度額の管理をどのように行うかという論点もある。拠出限度額の管理のためには、優遇口座を一人一口座に限定し、金融機関が源泉徴収を行ったうえで、納税者の確定申告による還付で対応するという方法も考えられる。しかし、優遇口座を一人一口座に限定した場合、税務当局や金融機関側で他の金融機関に優遇口座を持っていないことを確認することが必要となるため、番号制度がない場合は課税の適正化や簡素性の観点から問題が生じる。また、優遇口座を一つに限定した場合には、証券または銀行のいずれかで口座を開設することになるため、金融機関間の競争に税が影響を与えるという面でも問題が生じる。本税制は優遇税制であることを考慮すると、この制度を利用するには番号制度の受け入れあるいは前述した金融所得確認システムへの登録を条件とし、複数口座で税制優遇を受けつつ資産形成を可能とするような制度とすることが望ましいのではないか。

我が国には、国民が自助努力によって高齢期に向けた資産形成をすることを税制面から後押しする制度として、すでに 401k、年金、年金財形、資産形成的な保険への優遇措置など類似の制

度が複数ある。また、現在、日本の年金制度については、基礎年金部分について、全額税方式の導入に向けた議論が高まりを見せているが、年金制度の見直しに当たっては、基礎年金部分だけの手直しだけでは、国民の老後の不安を払拭するためには不十分であり、いわゆる2階建て、3階建ての部分の見直しと合わせて議論がなされるべきである。簡素で分かりやすい税制という観点からは、本優遇税制を検討する際には、これらの制度との整合性の検討や見直し、整理を含めて抜本的な制度作りが必要である。

このような資産形成支援税制は、資産形成しやすい制度環境が整備されるタイミング、具体的には、本報告書が提言している銀行預金、公社債、公社債投資信託など国民が広く資産形成に利用している金融商品の一体課税化の実現を目指す2012年に導入できるよう、準備期間を勘案して、直ちに具体的な検討を始めるべきである。

6. おわりに

本報告書では、我が国の金融税制が取り巻く環境変化や現状の問題を明らかにしつつ、金融所得一体課税が求められる背景、概要について、さらには、国民に広く用いられていて、早期の一体課税化が望ましい金融商品を金融所得一体課税に含める場合の具体的な制度の内容等について、税制面と実務面の両面からの具体的な検討を行ってきた。

金融所得一体課税は、我が国の金融税制が抱える様々な課題に対応するうえで、所得税法を体系的且つ整合的に考えるための契機になるため、金融所得という概念を法律上に規定すること、2012年を目処として銀行預金、公社債、公社債投資信託を金融所得一体課税の対象とすること、金融商品を一体課税化する際には、源泉徴収制度を維持しつつ、課税方式を申告分離課税とすること、そのうえで、源泉徴収口座を活用することや、公社債の課税方法を株式並み課税にすることが望ましいなど、具体的な検討結果を述べてきた。

さらには、我が国において、高齢社会の一層の進展または社会保障制度への不安の高まり、金融所得一体課税の実現に伴う環境整備などを背景として、今後、国民が自助努力によって資産を形成することを国として後押しする制度である資産形成支援税制についても考えられる制度設計について述べてきた。

その一方で、源泉徴収口座において生じた金融所得に対して各種所得控除を適用すべきかどうかや、年金、健康保険制度の保険料の算定に際して基準として利用されている所得税法上の合計所得金額に源泉徴収口座内の金融所得を含めるかどうかなどの、新たな課題も見えてきた。

今後は、我が国の金融所得一体課税の進展状況を見極めつつ、これら積み残された課題について検討を行い、さらには、国民が自助努力によって資産を形成することを国が後押しする資産形成支援税制について、年金を含めた類似する制度全体との整合性を踏まえ抜本的な検討を行うことが重要となる。

本報告書が、これらの議論のたたき台となることを期待したい。

別紙1 金融所得一体課税実現による個人金融所得税制の変化

【現行】※2008年度税制改正の後、税制改正がなかった場合の2011年以降の税制

商品名	利益の内訳・種類	所得区分	課税方法
預貯金	利子	利子所得	源泉分離 20%
外貨預金	利子	利子所得	源泉分離 20%
	為替差益	雑所得	為替予約なし 総合課税 為替予約あり 源泉分離 20%
割引債	償還益	雑所得	発行時に源泉分離 18% (一部 16%)
	譲渡益	譲渡所得	非課税
利付債 (利付外債を含む)	利子	利子所得	源泉分離 20%
	償還益	雑所得	総合課税
	譲渡益	譲渡所得	非課税 (損失控除不可)
割引債に類似する一定の公社債、国外発行の割引債等	譲渡益	譲渡所得	総合課税
公社債投資信託	解約・償還益	利子所得	源泉分離 20%
	期中分配金	利子所得	源泉分離 20%
	譲渡益 (買取請求)	譲渡所得	非課税 (損失控除不可)
貸付信託 (ビッグ) 金銭信託 (ヒット)	収益金	利子所得	源泉分離 20%
上場株式等 (株式投資信託を含む)	譲渡益	譲渡所得	20%の申告分離課税 (源泉徴収) ※源泉徴収付特定口座の選択可能
	配当 (大口を除く)	配当所得	20%の源泉徴収 ※総合課税、申告分離、申告不要の選択
その他の株式 (未公開) (特定小口債券を含む)	譲渡益	譲渡所得	20%の申告分離課税 (源泉徴収)
	配当 (1回 10万以下)	配当所得	20%の源泉徴収 ※総合課税、申告不要の選択
	配当 (1回 10万超)	配当所得	総合課税 (20%の源泉徴収)
新株予約権付社債	譲渡益	譲渡所得	株式等と同じ
不動産投資信託 (REIT)	譲渡益	譲渡所得	株式等と同じ
	分配金	配当所得	株式等と同じ (但し、配当控除はなし)
抵当証券	譲渡益	雑所得	総合課税
	利息	雑所得	源泉分離 20%
集団投資スキーム (いわゆるファンド)	SPVが法人、投資信託 (公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託を除く)、特定目的信託の場合	配当所得	株式等と同じ (但し、配当控除はなし)
	SPVが公社債投資信託、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託の場合	利子所得	源泉分離 20%
	SPVが任意組合の場合	SPVの収益内容による	SPVの収益内容による
外国為替証拠金取引 (FX)	取引所を通じて得た利益	雑所得	20%の申告分離課税
	店頭取引による利益	雑所得	総合課税
証券先物取引・商品先物取引・オプション取引などの金融派生商品	差金決済の利益	雑所得	20%の申告分離課税
カバードワラント	譲渡による損益	譲渡所得	総合課税
5年満期の一時払い養老保険などの一部の保険商品	受取保険金と保険料の差益	雑所得	源泉分離 20%

(出典) 大和総研編「2008年度版 税金読本」等に基づき事務局にて作成した。

【金融所得課税の一体化実現後】 ※2011年以降。変更箇所は、網掛け

商品名	利益の内訳・種類	所得区分	課税方法
預貯金	利子	利子所得	金融所得 原則 20%の申告分離課税（注）
外貨預金	利子	利子所得	
	為替差益	雑所得	
割引債	償還益	雑所得	
	譲渡益	譲渡所得	
利付債（利付外債を含む）	利子	利子所得	
	償還益	雑所得	
	譲渡益	譲渡所得	
割引債に類似する一定の公社債、国外発行の割引債等	譲渡益	譲渡所得	
公社債投資信託	解約・償還益	利子所得	
	期中分配金	利子所得	
	譲渡益（買取請求）	譲渡所得	
貸付信託（ビッグ） 金銭信託（ヒット）	収益金	利子所得	
上場株式等（株式投資信託を含む）	譲渡益	譲渡所得	
	配当（大口を除く）	配当所得	
その他の株式（未公開）（特定小口債券を含む）	譲渡益	譲渡所得	
	配当（1回10万以下）	配当所得	
	配当（1回10万超）	配当所得	
新株予約権付社債	譲渡益	譲渡所得	
不動産投資信託（REIT）	譲渡益	譲渡所得	
	分配金	配当所得	
抵当証券	譲渡益	雑所得	
	利息	雑所得	
集団投資スキーム（いわゆるファンド）	SPVが法人、投資信託（公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託を除く）、特定目的信託の場合	配当所得	
	SPVが公社債投資信託、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託の場合	利子所得	
	SPVが任意組合の場合	SPVの収益内容による	
外国為替証拠金取引（FX）	取引所を通じて得た利益	雑所得	
	店頭取引による利益	雑所得	
証券先物取引、商品先物取引、オプション取引などの金融派生商品	差金決済の利益	雑所得	
カバードワラント	譲渡による損益	譲渡所得	
5年満期の一時払い養老保険などの一部の保険商品	受取保険金と保険料の差益	雑所得	

ファンドを金融商品としてどこまで取り込むかは、今後議論が必要である。

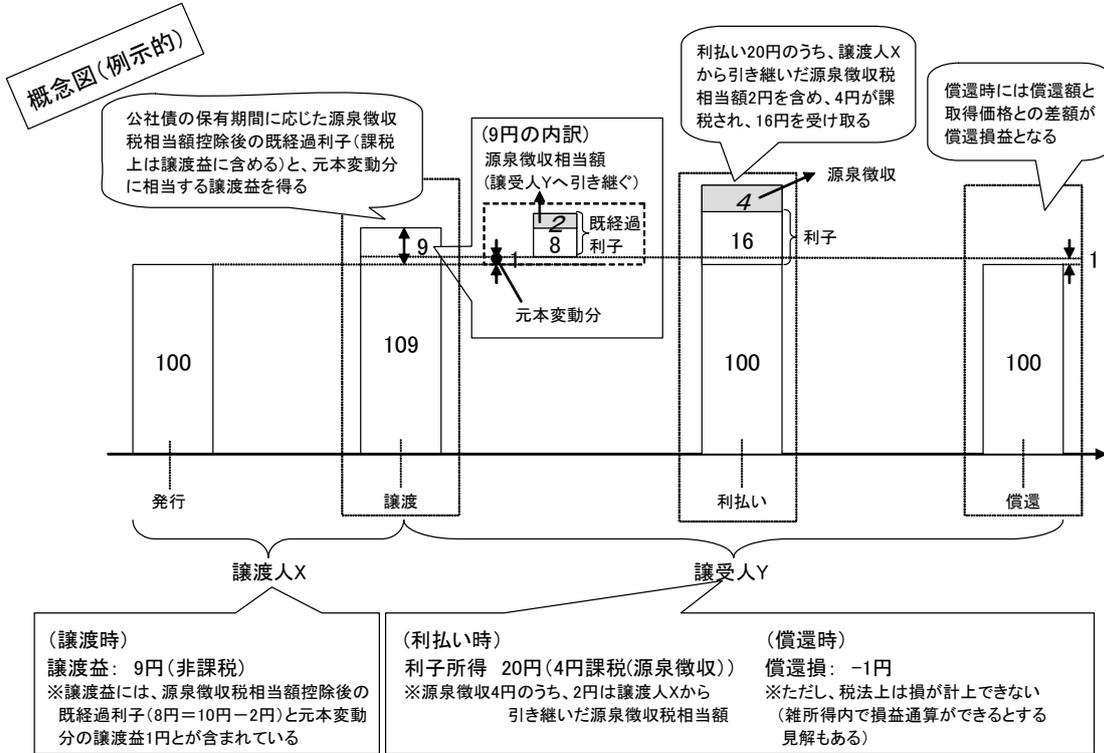
（注1）利子所得および金融類似商品から生じる雑所得については、原則、源泉徴収制度は維持する。

（注2）上場株式等から生じる譲渡所得、配当所得など、申告不要制度が採用されている場合は、当該制度を維持する。

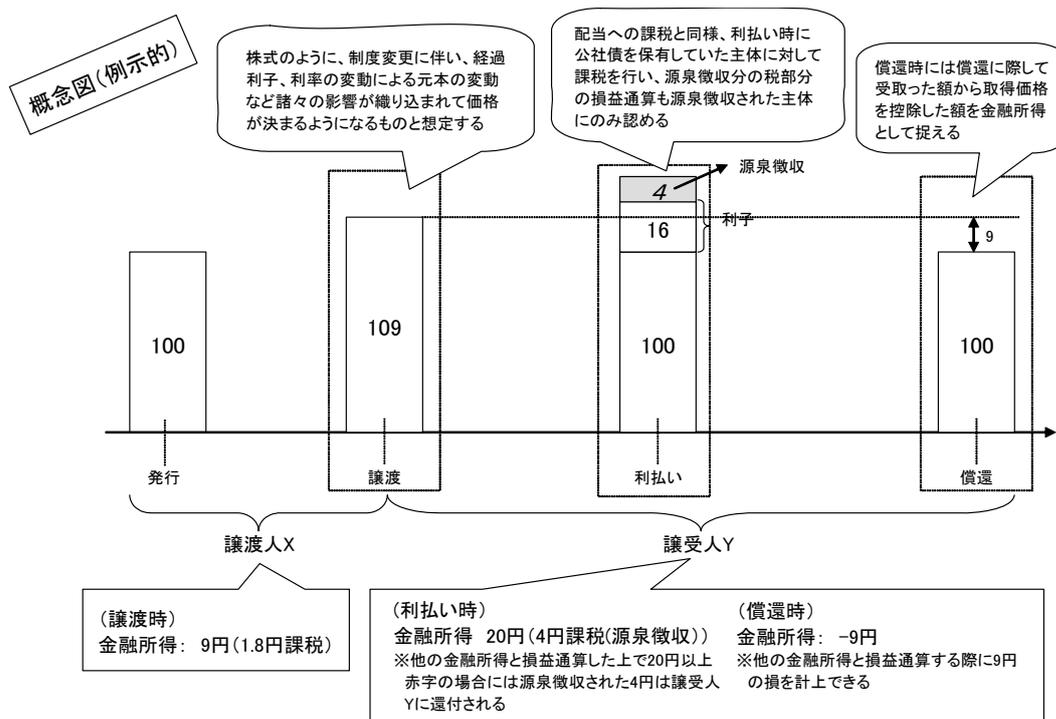
（注3）配当所得について、現在の配当控除を廃止し、二重課税の調整のために、配当所得の一部を課税所得とする。

別紙2 公社債（利付債）に対する課税方法の例

【現行の課税方法での課税例】



【新しい課税方法での課税例】



別紙3 IRA と ISA の概要

【IRA の概要】

制度概要	IRA (Individual Retirement Arrangement) は、米国の個人退職年金制度。課税タイミングによって、従来の IRA と Roth IRA の 2 種類がある。			
課税方式		拠出時	運用時	給付時
	従来の IRA	所得控除あり (非課税) (注)	非課税	課税
	Roth IRA	税引後所得から拠出	非課税	非課税 (運用益非課税)
拠出額の上限	年間\$5,000 または年間報酬の 100%のいずれか少ない方まで拠出が可能。50 歳以上は、キャッチアップ拠出として、さらに\$1,000 の拠出が可能。			
運用商品の規制	銀行預金、投信、債券、株式、不動産証券化商品、アニュイティ (年金) など、幅広く認められている。貴金属、収集品、実物資産、生命保険、証拠金取引は不可。			
給付開始要件	59.5 歳に到達、死亡、障害、高額医療費の支出、1 回目の住宅購入、高等教育費の支出のいずれかに該当する場合。これらの要件に該当しない場合の給付は、10%のペナルティ課税。			

(注) 職場の退職給付制度に、(a) 加入していない場合は年間\$4,000 まで所得控除可、(b) 加入している場合は所得が高くなるにつれ控除可能額が減額される。(b) の場合も、所得控除なしの拠出であれば、所得控除ありの拠出と合わせて\$4,000 まで行える。

【ISA の概要】

制度概要	ISA (Individual Savings Account) は、英国の個人向け投資・貯蓄奨励制度。		
課税方式	拠出時	運用時	引き出し時
	税引後所得から拠出	非課税	非課税 (運用益非課税)
拠出額の上限	上限 7,200 ポンド。そのうちキャッシュ (銀行預金等) への投資上限は 3,600 ポンド。		
運用商品の規制	キャッシュの ISA 口座と株式等 (株式、投信、保険) の ISA 口座を開設することができる。		
引き出しに係る制限	引き出し回数、引き出しの時期 (年齢) に関する制限はない。		

別紙4 IRA型、Roth IRA・ISA型にみる税引後手取り額の比較

	拠出額	拠出時の 納税額	10年後の 元本＋運用 益	10年間の 納税額	10年後の 税引後手取 り額
①IRA型	100	非課税	163 $\left[100 \times (1.05)^{10}\right]$	33	130
②Roth IRA ・ISA型	80	20	130 $\left[80 \times (1.05)^{10}\right]$	非課税	130
③所得課税	80	20	126	8	118

(注1) 拠出前の所得100、利回り5%、税率20%（所得区分にかかわらず一定）と仮定する。

(注2) IRA (Individual Retirement Arrangement) は、米国の個人退職年金制度で、拠出時非課税、運用時非課税、引き出し時課税の通常のIRA型と、税引後所得から拠出し、引き出し時に非課税となるRoth IRA型がある。また、ISA (Individual Savings Account) は、英国の個人向け投資・貯蓄奨励制度で、税制面では、Roth IRA型と同じ仕組みである。

(注3) 所得を課税ベースとする所得課税の場合、毎年の運用益に対して課税される。

金融税制研究会 メンバー

● 座長

森信 茂樹 中央大学法科大学院 教授

● 委員（順不同）

阿部 泰久 日本経済団体連合会 経済第二本部長
大崎 貞和 野村総合研究所 研究創発センター主席研究員
大前 茂 証券保管振替機構 常務取締役
大場 義正 証券保管振替機構 業務部長
神門 隆 全国銀行協会 金融調査部長
松本 康幸 全国銀行協会 金融調査部 次長
酒井 克彦 国土館大学法学部 教授 兼 同大学院法学研究科 教授
武井 一浩 西村あさひ法律事務所 弁護士（パートナー）
佐藤 修二 西村あさひ法律事務所 弁護士
増井 喜一郎 日本証券業協会 副会長
笛木 敦夫 日本証券業協会 自主規制本部 自主規制1部長
松野 秀人 野村証券 営業企画部 次長兼リテール戦略課長
都留 朗智 野村証券 営業企画部ビジネスプラットフォーム課長
山本 均 みずほ銀行 経営企画部 調査役
みずほ総合研究所 調査本部金融調査部 主任研究員
小笠原 泰 中央大学大学院商学研究科 兼任講師

● オブザーバー

栗原 毅
鳴島 安雄
原 武彦

● 事務局

齋藤 章 NTT データ経営研究所 マネージャー
小林 洋子 NTT データ経営研究所 シニアコンサルタント
河本 敏夫 NTT データ経営研究所 シニアコンサルタント

研究会の開催内容

- | | |
|--------------------------------|--|
| 第 11 回会合
(2007 年 10 月 30 日) | 「みなし配当課税について」 |
| 第 12 回会合
(2007 年 11 月 29 日) | 「投資信託の種類と課税関係」
「投資信託課税の問題点について」
「ファンド税制に関する米国と英国の動向」 |
| 第 13 回会合
(2008 年 1 月 17 日) | 「ファンド税制について」 |
| 第 14 回会合
(2008 年 2 月 21 日) | 「金融所得課税の一体化に向けた銀行の考え方」
「貯蓄性金融商品への金融所得一体課税適用に向けた
想定論点」 |
| 第 15 回会合
(2008 年 4 月 3 日) | 「公社債への課税について
(素案および実務の観点からのコメント)」
「外貨建金融商品への課税について」
「利子所得への金融所得一体課税適用に係る論点整理」 |
| 第 16 回会合
(2008 年 5 月 23 日) | 「金融所得に係る損失の取り扱い」 |
| 第 17 回会合
(2008 年 6 月 23 日) | 「金融所得一体課税における番号制度等の必要性の検討」 |
| 第 18 回会合
(2008 年 7 月 29 日) | 「報告書骨子について」
「外貨建金融商品への課税について」 |
| 第 19 回会合
(2008 年 9 月 2 日) | 「報告書(案)について」 |
| 第 20 回会合
(2008 年 9 月 25 日) | 「報告書最終案について」
「投資信託とミューチュアル・ファンドの課税制度の比較について」 |

金融税制研究会事務局

〒150-0011 東京都渋谷区東1-32-12 渋谷プロパティ―東急ビル6階

株式会社NTTデータ経営研究所

ソーシャル・イノベーション・コンサルティング本部

電話：(03) 5467 - 6331 担当：小林洋子、河本敏夫

本報告書は研究会としてのもので、NTTデータ経営研究所としての意見を表明したものではありません。